浦安市下水道事業経営戦略
【令和７年度改定版】

（計画期間　令和７年度～令和１６年度）

令和７年８月

浦　安　市

ー　目　次　ー

第１章　計画の策定にあたって 1

１．　計画の背景と目的 1

（１）背景 1

（２）目的 1

２．　計画の位置づけ 2

３．　計画期間 2

第２章　下水道事業の現状と分析 3

１．　下水道事業の現状 3

（１）下水道事業の概要 3

（２）下水道施設の整備状況 4

（３）有収水量及び有収率 7

（４）下水道使用料 8

（５）流域下水道負担金 10

（６）収益的収支 11

（７）資本的収支 13

（８）地方債 15

（９）組織 16

（１０）民間活力の活用等 16

２．　行政人口と排水需要 17

３．　現状の財務分析 18

（１）経営比較分析表による分析 18

（ア）経営の健全性・効率性 19

（イ）老朽化の状況 29

（２）近隣自治体との比較 34

第３章　投資・財政計画（収支計画） **34**

１．　試算条件 35

２．　収益的収支 35

３．　資本的収支 37

（１）資本的収支 37

（２）企業債 38

（３）補填財源繰越額と一般会計出資金 38

４．　投資・財政計画 39

第４章　経営の基本方針と経営健全化への取り組み **41**

１．　経営方針 41

２．　経営健全化への取り組み 41

第５章　経営戦略の事後検証・改定等に関する事項 **43**

１．　経営戦略の事後検証 43

２．　経費回収率の向上に向けたロードマップ 44

第６章　用語集 **45**

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の背景と目的

（1）　背景

人口減少、市民の節水意識の向上及び節水機器の普及等による下水道使用料収入の減少、保有する資産の老朽化に伴う大量更新時期の到来等により下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが予想されており、継続的な経営健全化に向けた取り組みが求められている。

下水道は、市民の日常生活に欠くことのできない社会基盤施設であり、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全といった役割を果たしており、将来にわたり事業を安定的に継続していかなければならない。

下水道事業の現状を鑑み、総務省は、安定的な事業継続を目的として中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請している（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成 26 年８月 29 日付）。

本市の下水道事業は汚水整備の人口普及率が 99.8%（令和５年度末）と概成しており、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行していく中で、施設の維持管理や老朽化及び耐震対策として、ストックマネジメント推進事業（※）、総合地震対策事業（※）、舞浜ポンプ場整備事業等を計画的に実施していくなど、安定した経営が求められている。

このような状況に先立ち、本市では、令和２年度から下水道事業に地方公営企業法を適用（※）し、安定した下水道事業経営に向けた取り組みを鋭意進めているところである。

（2）　目的

本市では、市民の生活基盤である下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業経営を推進するため、令和３年３月に中長期的な経営の基本計画である「浦安市下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定したところであるが、今般、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うものである。

２．計画の位置づけ

経営戦略は、下水道事業が将来にわたり安定的に事業を継続するための中長期的な計画であり、「投資試算」（施設・設備投資の見通し、支出）、「財源試算」（財源の見通し、収入）、「投資・財政計画」（収支計画）で構成される（**図１－１**）。下水道事業に係る各施策等は経営戦略に整合するよう実施する。

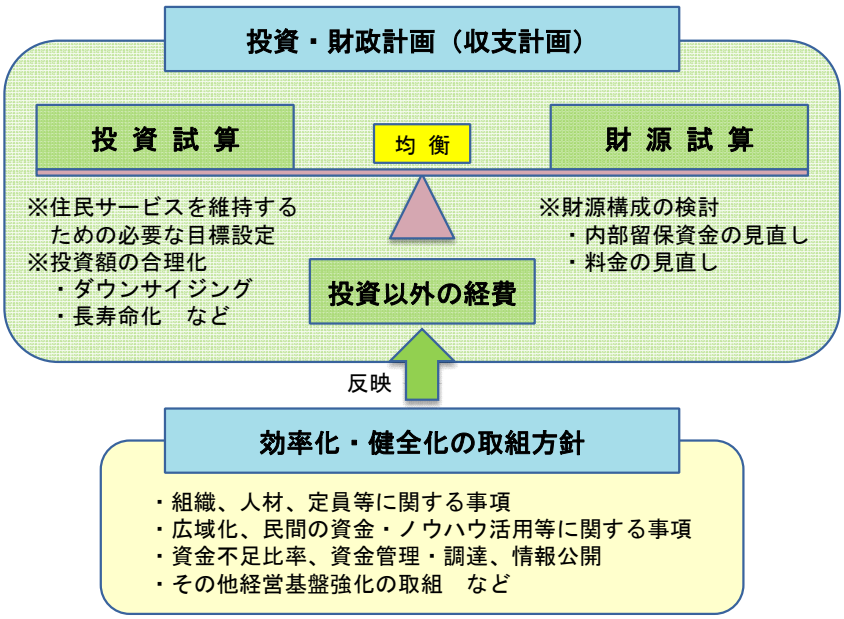

図　１－１　経営戦略のイメージ

３．計画期間

総務省が示す経営戦略における期間の設定については、「中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とする」という方針から、下水道事業の中長期的な予測の確実性を見通すことができる 10 年間を計画期間として設定する。

計　画　期　間
令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間

第２章　下水道事業の現状と分析

１．下水道事業の現状

（1）　下水道事業の概要

本市は、東京湾の奥部に位置し、東と南は東京湾に面し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区を臨み、北は市川市と接している。昭和 39 年の東京湾の海面埋め立て事業開始を皮切りに急速に都市化が進んで、昭和 58 年には東京ディズニーランドがオープンし周辺地区に大型リゾートホテルなどが建設された。JR 京葉線の開通に伴う新浦安、舞浜の駅周辺の整備も進み、現在東京ベイエリアを代表する都市として発展を続けているところである。

本市の下水道事業は、昭和 48 年に策定された千葉県江戸川左岸流域下水道（※）の関連公共下水道として、昭和 50 年に浦安市江戸川左岸流域関連公共下水道事業に着手した。本市の汚水は、江戸川左岸流域下水道の江戸川第二終末処理場で処理され、旧江戸川及び東京湾に放流されている。市域 1,879ha のうち都市計画区域が 1,697ha であり、その全域が下水道計画区域となっている。令和６年３月現在、処理区域面積（※）が約 1,584.84ha、面積普及率（※）が 93.4%、人口普及率（※）が 99.8%、水洗化率（※）が 98.1%となっており、現在も事業継続中である**（図２－１）**。

図　２－１　公共下水道事業一般図

（２） 下水道施設の整備状況

表 ２－１ 施設の状況

供用開始年度	昭和 59 年４月 12 日	法適・非適の区分	法適（一部適用）
処理区域内人口密度	107.98 人／ha	流域下水道への接続の有無	江戸川左岸流域下水道に接続
処理分区数	３処理分区		
処 理 場 数	なし		

◆管路施設◆

供用開始（※）から 40 年以上が経過した老朽施設の増加が懸念される中、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、市域の３/４を占める埋立区域のほぼ全域にわたって、液状化による大量の噴砂等により多くの下水道施設が被害を受けた。被災した施設は、復旧工事によりリニューアルされたところであるが、計画的な耐震対策を行う必要があるため、平成 25 年度に総合地震対策計画を策定しており、計画的に耐震化事業を実施している**（図２－２）**。昭和 53 年から平成 10 年にかけて整備を行っており、特に中町新町の整備については、千葉県や民間開発によって整備されたもので、近年は新設管の整備はほとんどない。近年に布設延長が多いのは、災害復旧によるものである。

経過年数区分別の管渠延長を見ると**（図２－３）**、全体の 41%（84.5 km）程度が布設から 30 年以下である。59%（123.7 km）程度が布設から 31 年以上経過しており、そのうち 24%（50.3 km）が布設から 41 年以上経過している。こうした老朽管については、平成 29 年度にストックマネジメント全体計画を策定しており、計画的に管路の修繕・改築事業を実施している。

また、今後中長期的な視点においても追加整備を行うこととしている。

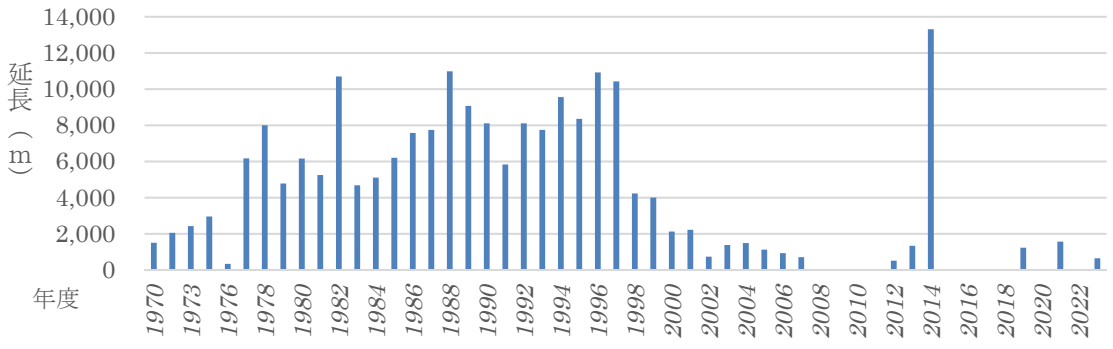

（下水道台帳属性データより集計。年度不明施設は除外して集計）

図 ２－２ 管渠の整備状況

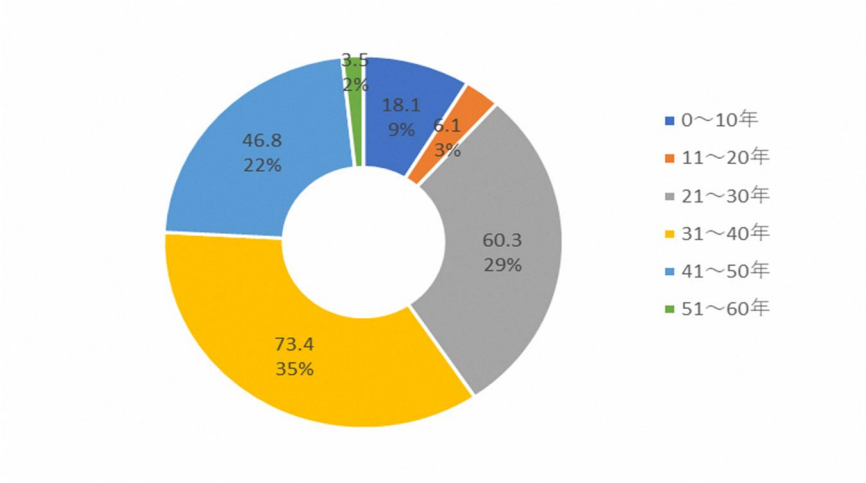

図　２－３　管渠の経過年数区分別延長

◆汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ◆

本市では、汚水中継ポンプ場（※）２箇所、汚水マンホールポンプ（※）２箇所を有している。

汚水中継ポンプ場は、高洲ポンプ場、舞浜ポンプ場の２箇所である**（表２－２）**。舞浜ポンプ場に関しては、当初下水処理施設として運転されており、昭和 63 年度に汚水中継ポンプ場として供用開始され現在に至る。いずれも供用開始から 30 年以上経過しており、機械電気設備は耐用年数を経過、土木建築施設も今後耐用年数を迎えることになり、舞浜ポンプ場においては耐震性能が不足していることから令和 12 年度に建替えを予定している。

表 ２－２　汚水中継ポンプ場施設概要一覧

名称	高洲ポンプ場	舞浜ポンプ場
供用開始年月	平成元年４月	［旧処理場］昭和 57 年頃 ［汚水中継ポンプ場］昭和 63 年６月
位　置	浦安市高洲六丁目 1-14	浦安市舞浜二丁目 39-1
排除方式	分流式	分流式
ポンプ場種類	分流	分流
計画水量	4.3 ㎥/分	21.1 ㎥/分
既設能力	14.8 ㎥/分 （3.7 ㎥/分×２台＋7.4 ㎥/分×２台（うち予備１台））	33.3 ㎥/分 （11.1 ㎥/分×４台(うち予備１台)）

マンホールポンプは、鉄鋼通りマンホールポンプ、海楽マンホールポンプの２箇所である**（表２－３）**。鉄鋼通りマンホールポンプは約 21 年、海楽マンホールポンプは約 35 年供用開始から経過しており、汚水中継ポンプ場と同様に改築事業に着手していく。

表 ２－３　マンホールポンプ施設概要一覧

名称	鉄鋼通りマンホールポンプ	海楽マンホールポンプ
供用開始年月	平成 14 年	昭和 63 年
排除方式	分流式	分流式
ポンプ場種類	分流	分流
既設能力	1.2 ㎥/分 ポンプ口径φ80×揚水量 1.2 ㎥/分×揚程４m×2.2kW×２台(うち予備１台)	0.87 ㎥/分 ポンプ口径φ100×揚水量 0.87 ㎥/分×揚程 5.4m×3.7kW×２台(うち予備１台)

（３）有収水量及び有収率

最近 10 年間の年間処理水量、有収水量（※）及び有収率（※）は、令和３年度を除きほぼ横ばい傾向であった。令和３年度では、年間処理水量はほぼ横ばい傾向にあるなか、有収水量が減少したため、有収率が下落する結果となった。

年間約 5,000,000 ㎥が不明水（※）として扱われており、汚水処理原価で換算すると、約５億４千万円程度、流域下水道維持管理負担金（※）で換算すると約３億２千万円程度である。

改築更新に合わせた施設の密閉性の確保による対策に加え、不明水の原因特定に努めていく必要がある。

また、令和６～16 年度において、有収水量は約 2,200～2,300 万㎥、有収率は約 80.9%とほぼ同程度を見込んでいる**（図２－４）**。

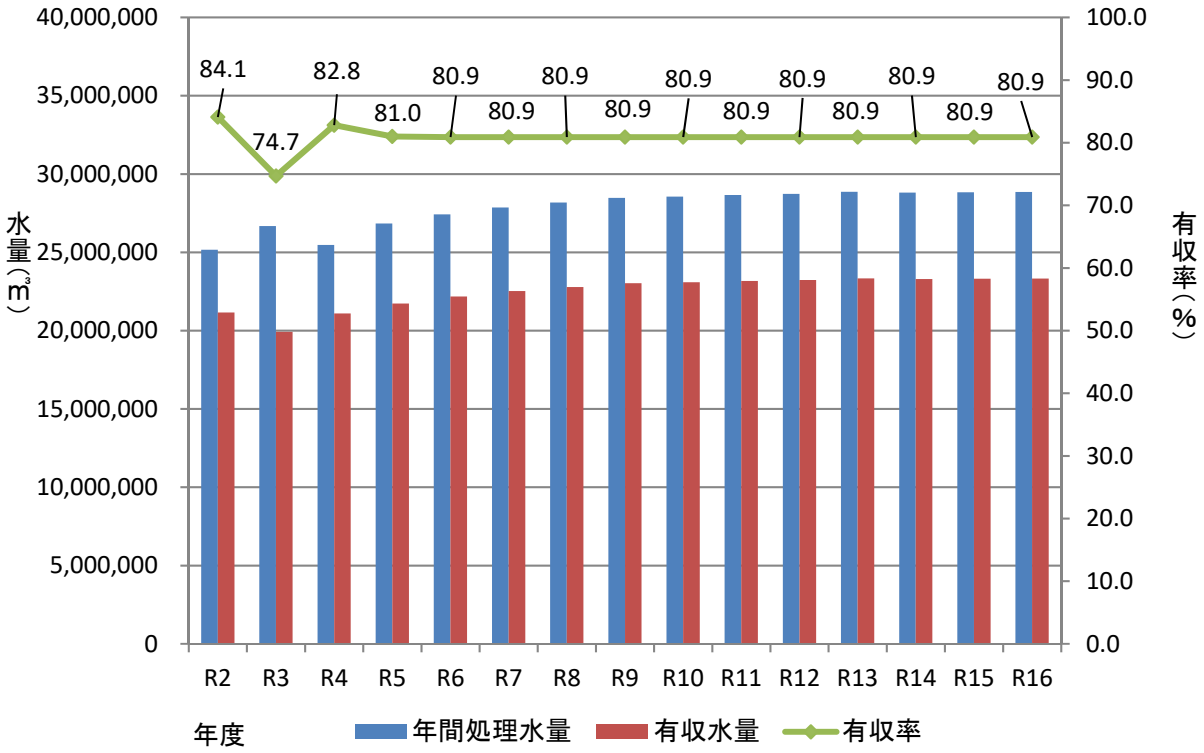

図　２－４　年間処理水量、有収水量及び有収率の推移

（４）下水道使用料

最近 10 年間の有収水量及び使用料収入は、概ね横ばいもしくは増加傾向であった。令和３～令和５年度の３か年では、有収水量及び使用料収入は増加傾向にある。

１か月当たりの下水道使用料（一般家庭用）は、令和２～５年度値で平均 1,848（円/20 ㎥）であるが、これは人口 10 万人以上 30 万人未満の平均値 1,953（円/20 ㎥）及び最低限行うべき経営努力として国が求めている 3,000（円/20 ㎥）を下回っている状況である。

また、令和６～16 年度において、下水道使用料は約 26～27 億円とほぼ同程度を見込んでいる**（図２－５）**。

本市の下水道使用料体系は、令和元年 10 月に改定し、一律 20%増額している**（表２－４）**。

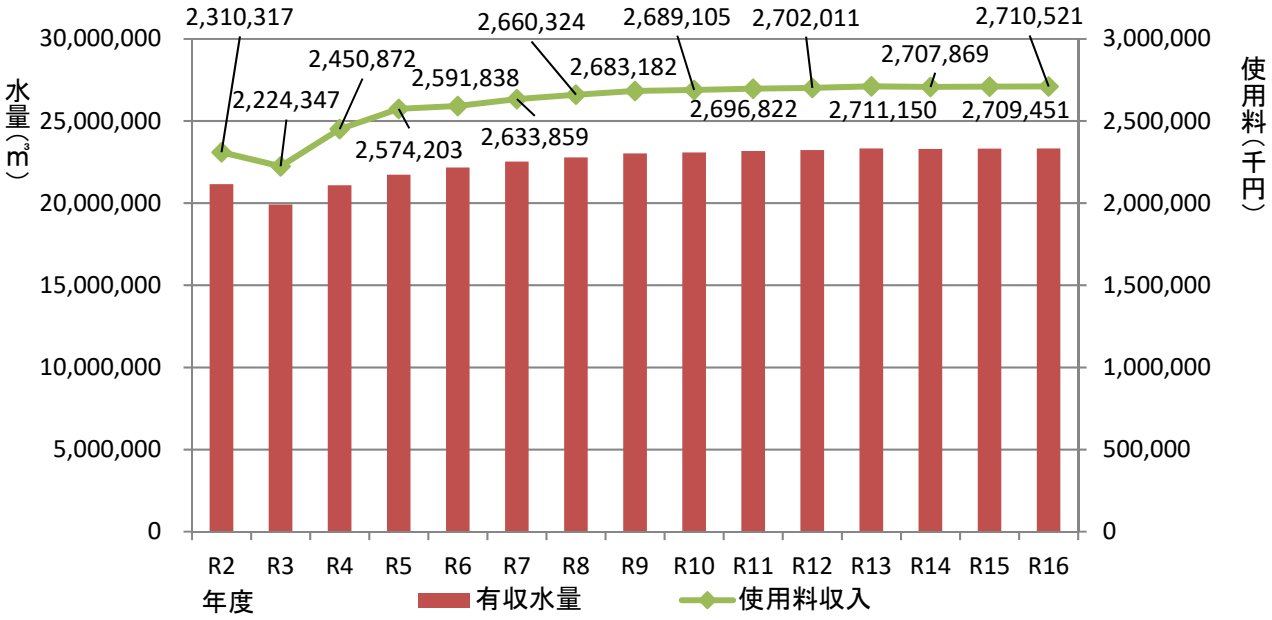

図　２－５　有収水量及び使用料収入の推移

表　２－４　下水道使用料金表

区分	汚水排除量	使用料(税抜)
一般汚水	10㎥以下(基本料金)	780 円
	10㎥を超え 20㎥以下	1㎥につき　90 円
	20㎥を超え 30㎥以下	1㎥につき　102 円
	30㎥を超え 50㎥以下	1㎥につき　114 円
	50㎥を超え 100㎥以下	1㎥につき　126 円
	100㎥を超え 500㎥以下	1㎥につき　138 円
	500㎥を超え 1,000㎥以下	1㎥につき　150 円
	1,000㎥を超えるもの	1㎥につき　168 円
浴場汚水	1㎥につき　12 円	

下水道使用料収入と汚水処理費の比較を次に示す**（図２－６）**。

下水道使用料収入と汚水処理費（資本費＋維持費）（※）を比較すると、令和２年度から令和６年度までは、使用料収入が汚水処理費（資本費＋維持費）及び汚水処理費（維持費）（※）を上回る状況となっている。これは、令和元年 10 月に使用料の改定を行った結果が表れている。

一方で、令和７～16 年度において、汚水処理費（資本費＋維持費）は約 27～30 億円で、そのうち流域下水道維持管理負担金は約 17～20 億円を見込んでいるが、令和７年度以降は汚水処理費（資本費＋維持費）が使用料収入を上回ることが想定される。

そのため、今後も下水道事業のさらなる自立経営を目指し、支出事業のダウンサイジングや使用料体系の見直し等を図りながら、増加傾向にある流域下水道維持管理負担金を踏まえ、汚水処理費（資本費＋維持費）を賄えるレベルまで段階的に引き上げていくことを視野にいれた検討が必要である。

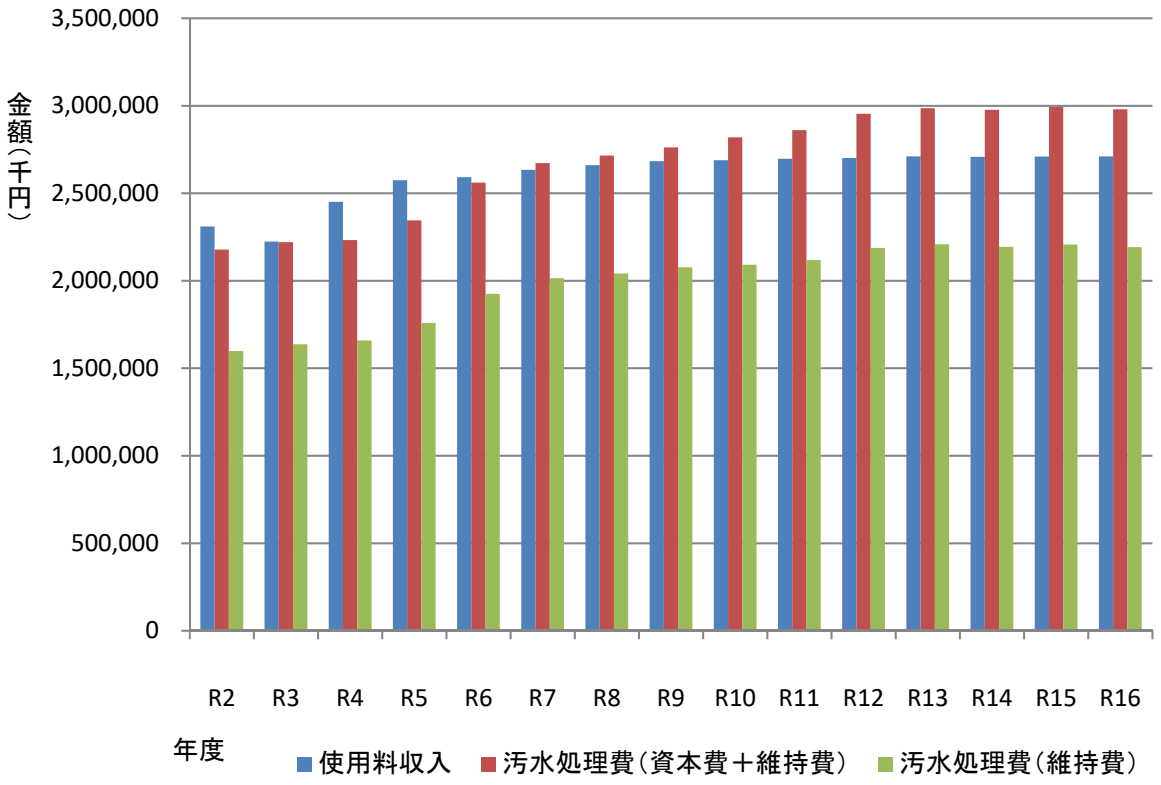

図　２－６　下水道使用料収入と汚水処理費の比較

（５）流域下水道負担金

本市の下水道事業は、千葉県江戸川左岸流域下水道の流域関連公共下水道として事業を行っている。単独公共下水道事業のように、自前の処理場の建設、改築、維持管理等に要する費用は生じないが、千葉県江戸川左岸流域下水道に流域下水道建設負担金（※）、維持管理負担金を支払っている。流域下水道に関する負担金について、流域下水道建設負担金は令和５年度実績で約２億７千万円、流域下水道維持管理負担金は令和５年度実績で約 15 億５千万円となっており、本市の下水道事業経営に及ぼす影響は大きいものである**（図２－７）**。

千葉県の流域下水道における経営比較分析表を見ると次のとおり示されている。「収益収支比率（※）、企業債残高対事業規模比率（※）等の指標から経営状況は健全であるといえる。今後は、耐用年数を経過して老朽化する施設が出てくることから、投資計画等と併せ計画的に更新していく。」

千葉県流域下水道事業は令和２年度より、地方公営企業法の適用を実施している。今般、令和７年度より流域下水道維持管理負担金の増額改定が予定されており、今後も定期的に改築更新事業等の実施に伴う負担金等の増額改定が懸念されるため留意が必要である。

また、令和６～16 年度において、流域下水道建設負担金は約４億円を見込んでいる。

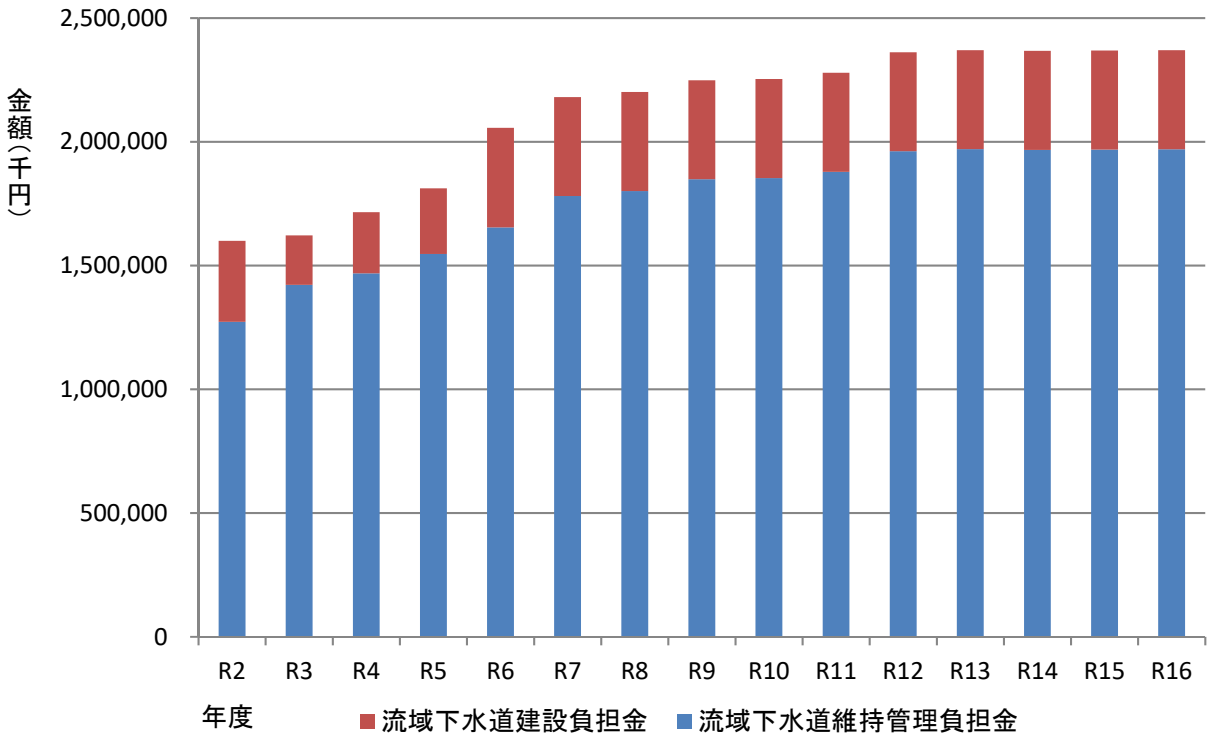

図　２－７　流域下水道の各種負担金の推移

（６）収益的収支

収益的収支（※）については、令和２年度から地方公営企業法を適用しているため、令和２年度から令和５年度までの推移を確認する。

収益的収入に関しては、次のとおりである**（図２－８）**。

主に下水道使用料は約 22～26 億円で推移し、他会計負担金については約１～２億円が投入されている。また、長期前受金戻入は約 10 億円と横ばいとなっている。従って、収益的収入合計は約 35～39 億円で推移している。

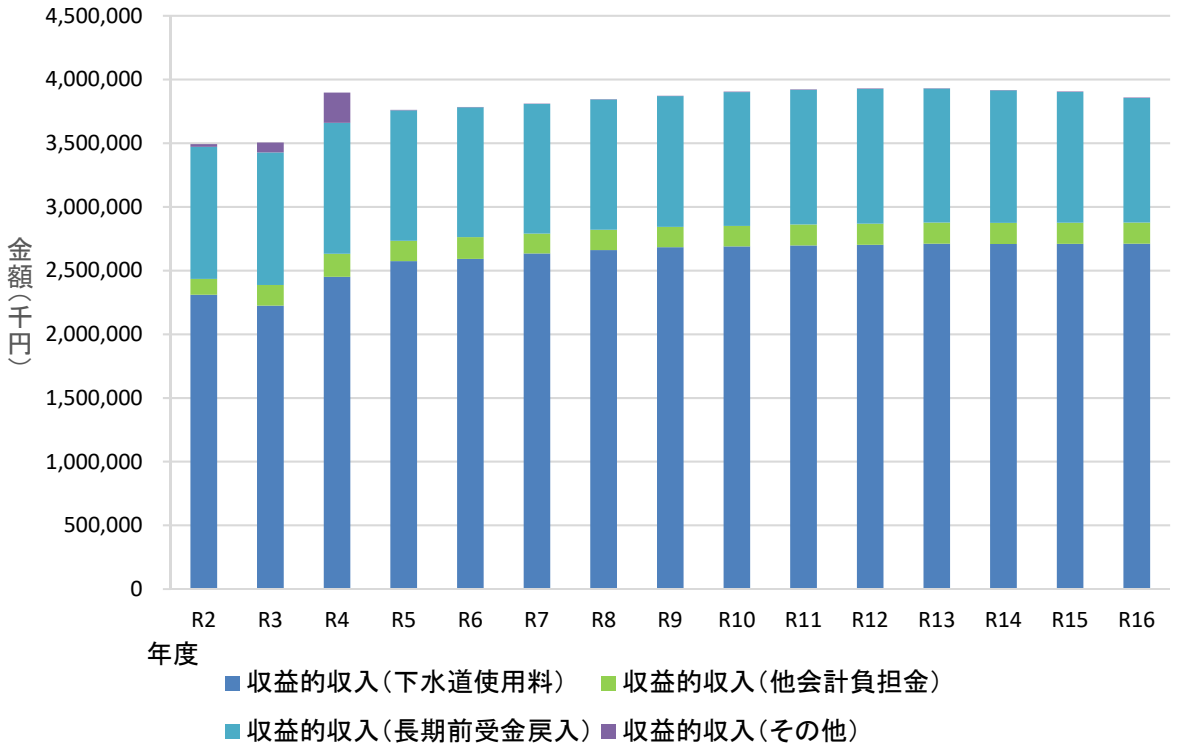

図　２－８　収益的収入の推移

収益的支出に関しては、次のとおりである（**図２－９**）。

主に流域下水道維持管理負担金が約 13～15 億円で推移し、その他営業内費用（主に流域下水道維持管理負担金及び職員給与費を除く維持管理費用）は約 19 億円と横ばいとなっている。また、地方債利息については約 1 億円であるが、減少傾向にある。従って、収益的支出合計は約 35～36 億円で推移している。

よって、収支差引は、約 0.2～４億円程度の黒字で推移している。

また、令和６～16 年度において、収益的収入は約 38～39 億円、収益的支出は約 37～42 億円で、収支差額は令和６年度が 0.4 億円のプラスになるが、令和 7 年度以降は約 0.2～2.8 億円のマイナスになると見込んでいる。

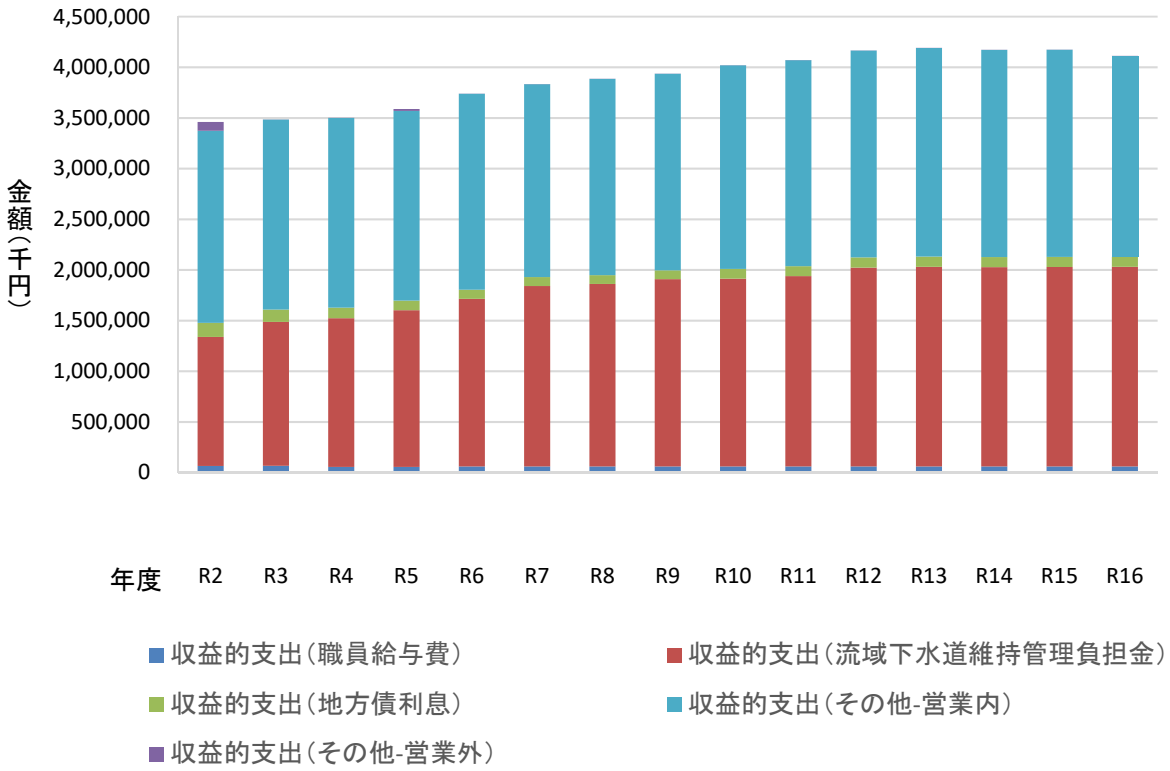

図　２－９　収益的支出の推移

（７）資本的収支

資本的収支（※）については、令和２年度から地方公営企業法を適用しているため、令和２年度から令和５年度までの推移を確認する。

資本的収入に関しては、次のとおりである**（図２－１０）**。

地方債は令和３年度の約２億円を除き約５～７億円となっており、他会計出資金については、約 0.6～3.7 億円で推移し、近年は減少傾向にある。従って、資本的収入合計は約６～９億円で推移している。なお、工事負担金は令和７年度以降の計画期間内における賦課は未定である。

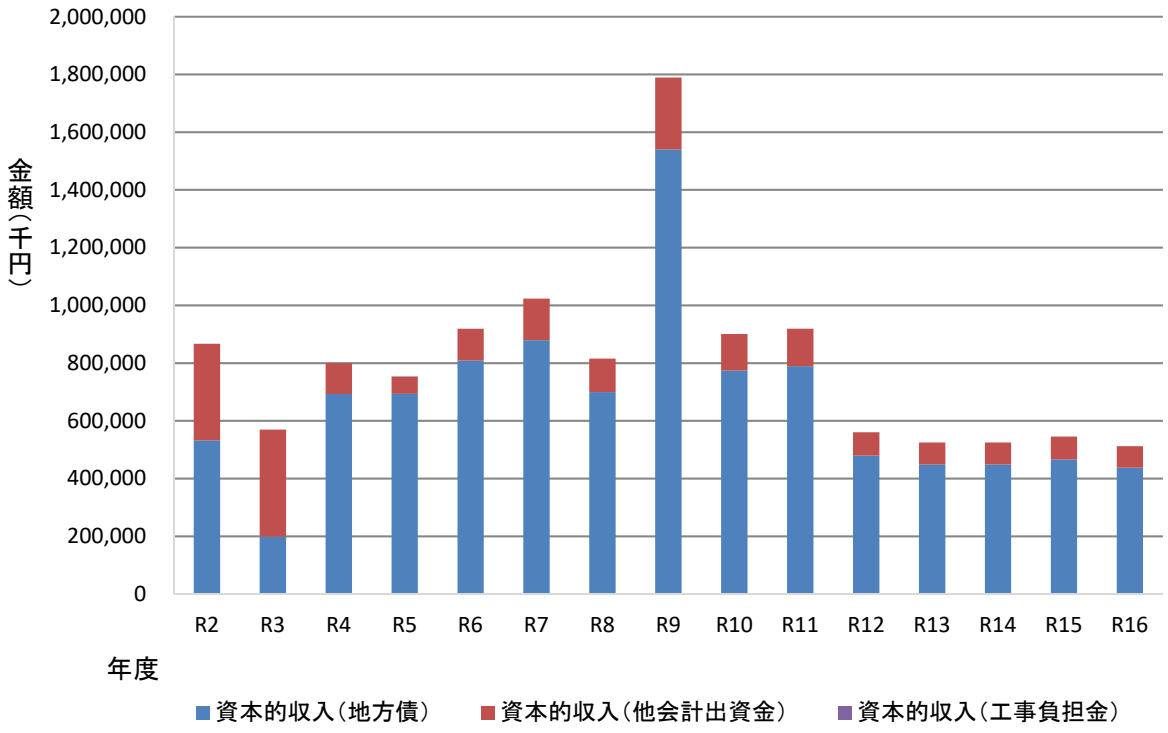

図　２－１０　資本的収入の推移

資本的支出に関しては、次のとおりである（**図２―１１**）。

建設改良費は約３～５億円で推移し、近年は微増傾向にある。一方、地方債元金償還は約 10 億円とほぼ横ばいとなっている。従って、資本的支出合計は約 14～16 億円で推移している。

また、令和６～16 年度において、資本的収入は約６～30 億円、資本的支出は約 11～35 億円になると見込んでいる。

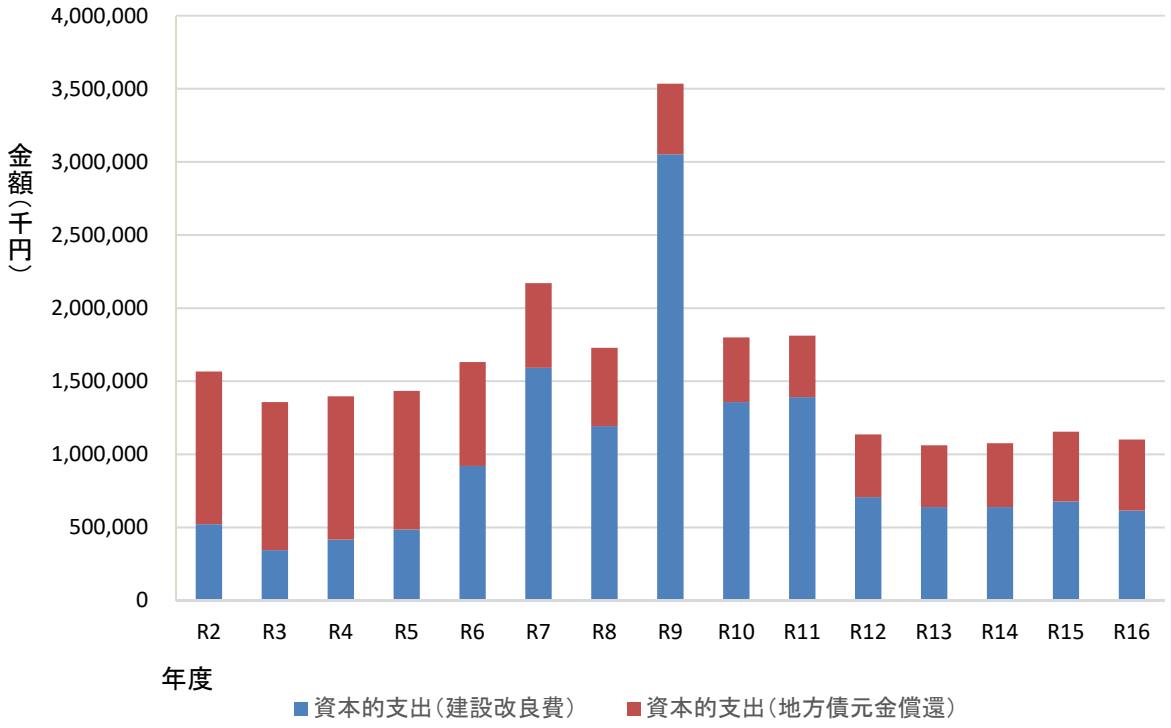

図 ２－１１　資本的支出の推移

（８）地方債

地方債借入は、昭和 56 年度より始まり平成 7 年度をピークに減少傾向である。元金償還は、近年災害復旧費の関連で増加しているが、同程度の償還が見られる。地方債残額は、平成 12 年付近をピークに減少傾向が続いているが、令和元年度以降は再び増加傾向に転じ、令和 10～16 年度は横ばいとなる見込みである（**図２－１２**）。

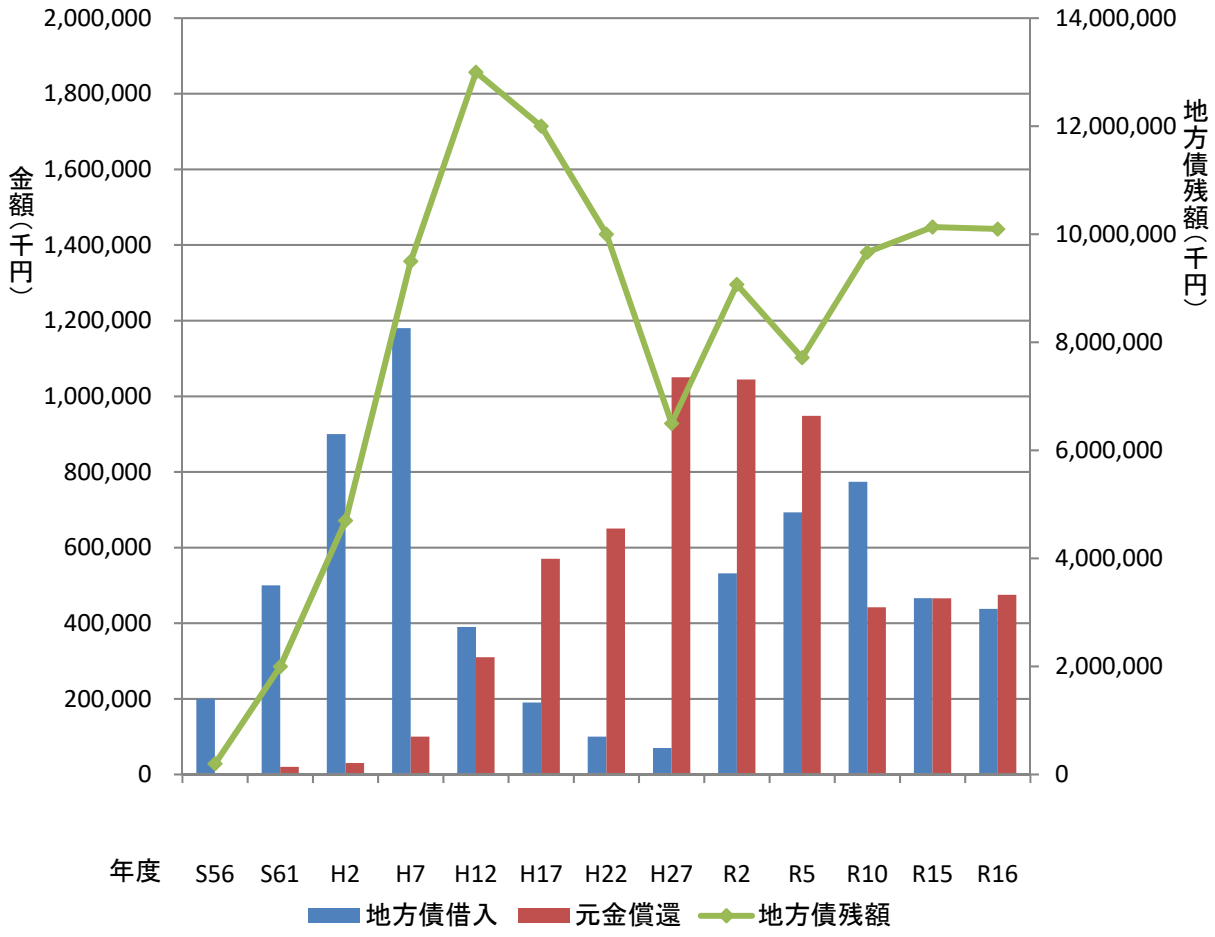

図　２－１２　地方債借入、償還、残額の推移

（９）組織

本市の下水道事業の執行体制は、**図２－１３**のとおり現在 11 人となっている。建設等に係る資本勘定職員数は震災以降３～４年で増加傾向であったが、震災前の水準と同等程度となっている。維持管理、総務、管理に係る損益勘定職員は、震災前後で大きな変動はない。

また、令和７年度以降の体制も令和６年度と同程度の体制を見込んでいる。

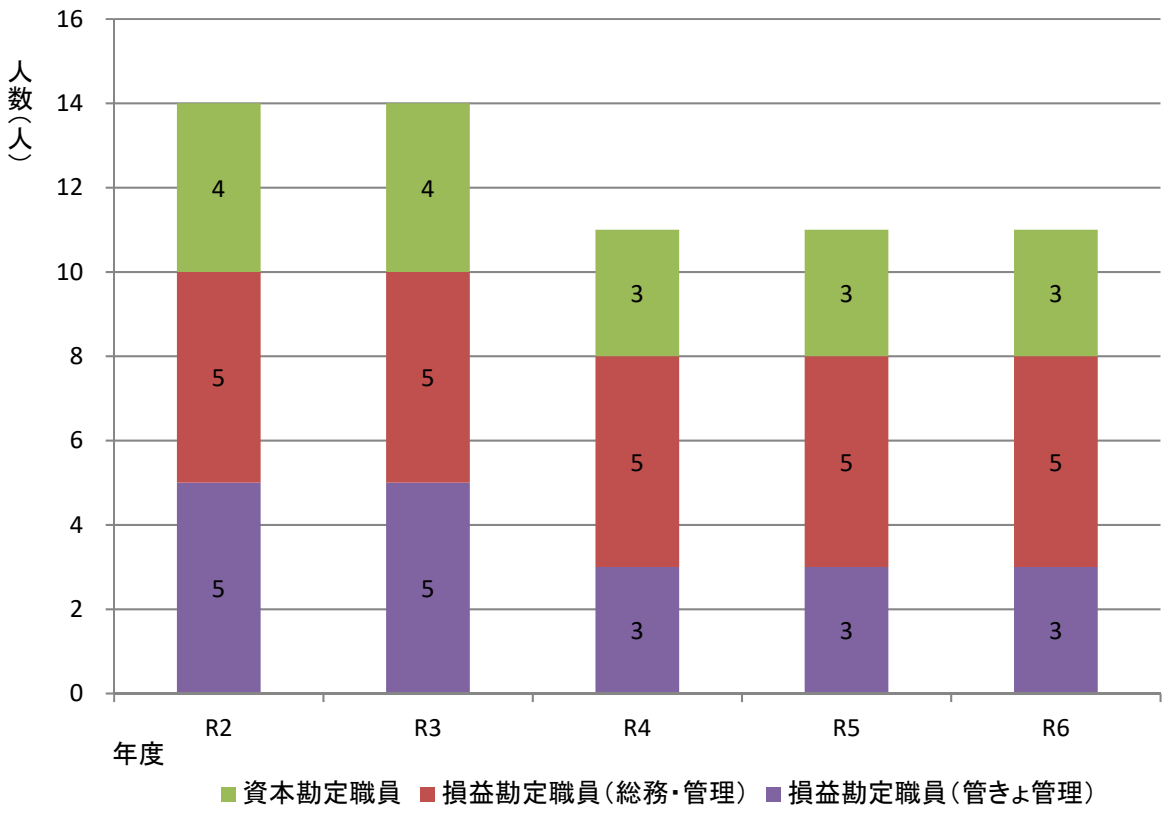

図　２－１３　職員体制及び職員数

（１０）民間活力の活用等

料金徴収業務やポンプ場管理業務等を民間等に業務委託しており、効率化を図る取組を実施している。

２．行政人口と排水需要

本市の人口は、1986 年時点では 10 万人未満であったが、毎年増加し令和６年３月時点で 171,307 人である（**図２－１４**）。なお、本市の人口普及率（処理区域内人口／行政人口）は 99.8%であることから、行政人口の予測をもって処理区域内人口の予測とする。また、本市行政人口将来推計人口によると、2040 年まで増加傾向であるが 2055 年では 172,579 人になる見込みであり、ほぼ横ばいで推移している（**図２－１５**）。

排水需要に関しては、将来推計人口がほぼ横ばいであることを鑑み、現時点の排水需要と同等として計画を立案することとする。

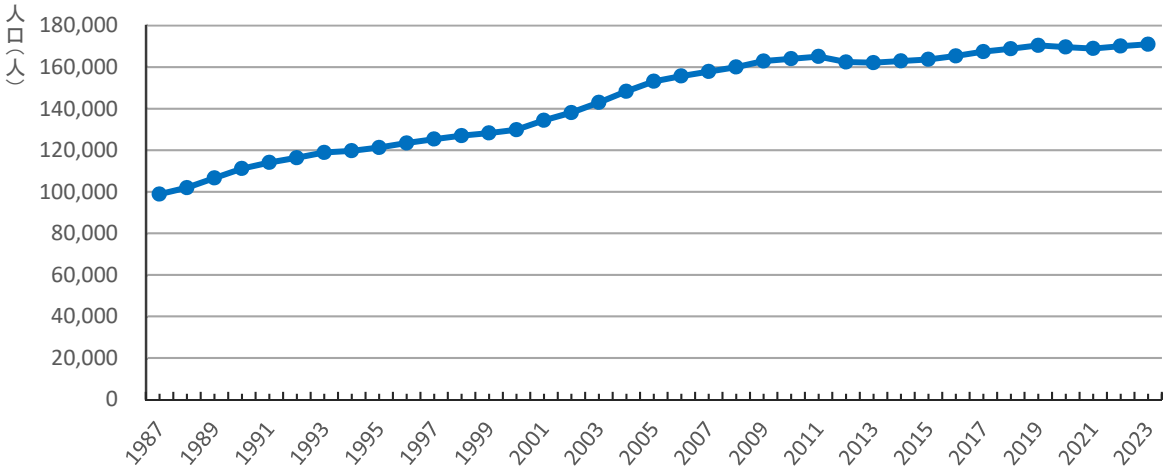

図　２－１４　行政人口の推移（実績）　浦安市統計データより

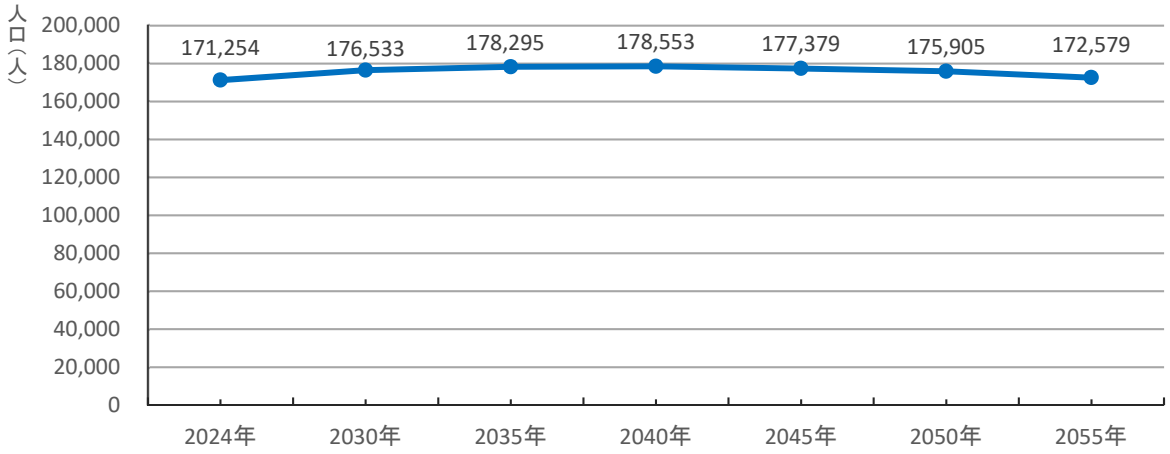

図　２－１５　行政人口の推移（予測）　浦安市統計データより

３．現状の財務分析

（1） 経営比較分析表による分析

令和４年度「経営比較分析表」（総務省）を基に財務分析を実施した。本市の現状とあわせて、類似団体平均値を示している。類似団体区分ごとの平均値と本市の指標を比較・検討することにより、問題点や特殊性を明らかにして健全経営を行っていく上での参考とする。

なお、浦安市下水道事業は類似団体区分（**表２－５**）では、Aa に該当する。

表 ２－５ 類似団体区分表

令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分

[公共下水道区分一覧表]

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

（ア）経営の健全性・効率性

①経常収支比率（%）

【算式】

経常収支比率（%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度において、使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100%に近づいていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

【指標数値】

浦　安　市：104.62%

類似団体平均：107.29%

全 国 平 均：106.11%

【指標分析】

経常収支比率は 100%以上となっており、黒字決算となっている。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞していた経済状況が回復傾向に入り、大型商業施設等での汚水排水量が増加したことが要因と考えられる。

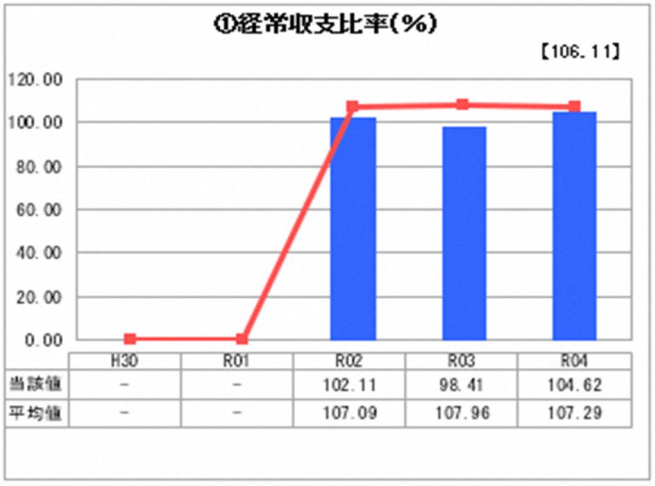

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	102.11	98.41	104.62
平均値	-	-	107.09	107.96	107.29

★令和２年度から地方公営企業法を適用したため、令和２年度以前のデータはない。

② 累積欠損金比率（%）

【算式】

累積欠損金比率（%）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補塡することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を示す。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す０％であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら０％となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が０％の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなることが想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

【指標数値】

浦　安　市：0.00%

類似団体平均：0.90%

全 国 平 均：3.15%

【指標分析】

未処理欠損金については発生していない。

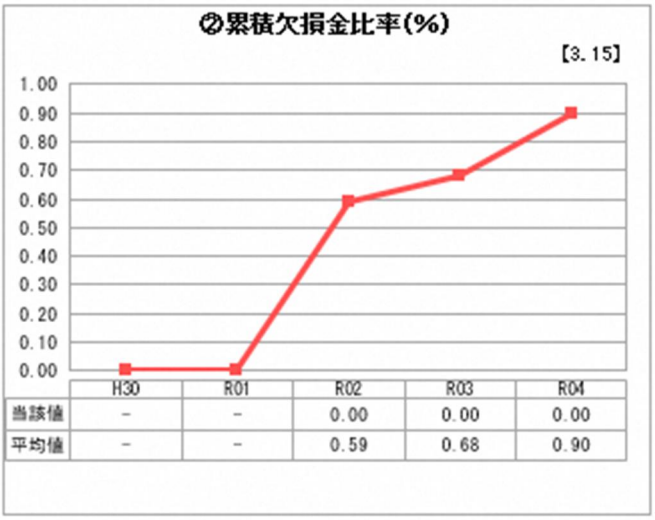

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.00	0.00
平均値	-	-	0.59	0.68	0.90

③流動比率（%）

【算式】

流動比率（%）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

【指標の意味】

１年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）の状況を表す指標である。

当該指標は、１年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要である。一般的に 100%を下回るということは、１年以内に現金化できる資産で、１年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。 また、当該指標が 100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

【指標数値】

浦　安　市： 66.30%

類似団体平均：100.73%

全 国 平 均： 73.44%

【指標分析】

流動比率は 66.30%であり 100%を下回っているが、流動負債の８割以上は建設改良費等に充てられる企業債償還元金が占めており、使用料収入の状況からは資金運用上問題ないと考えている。

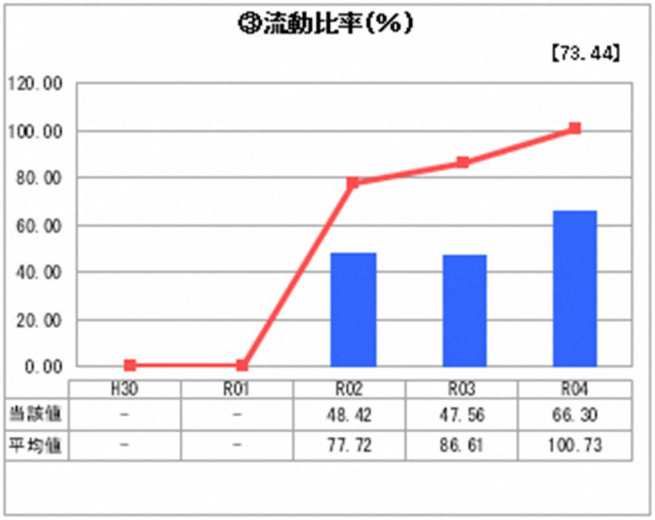

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	48.42	47.56	66.30
平均値	-	-	77.72	86.61	100.73

④企業債残高対事業規模比率（%）

【算式】

企業債残高対事業規模比率（%）	$\frac{\text{企業債現在高合計－一般会計負担分}}{\text{営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金}} \times 100$

【指標の意味】

営業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標である。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、 投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

【指標数値】

浦　安　市：273.15%

類似団体平均：481.88%

全 国 平 均：652.82%

【指標分析】

企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値を下回っているが、今後の施設更新費用の増加に備えて注視していく必要がある。

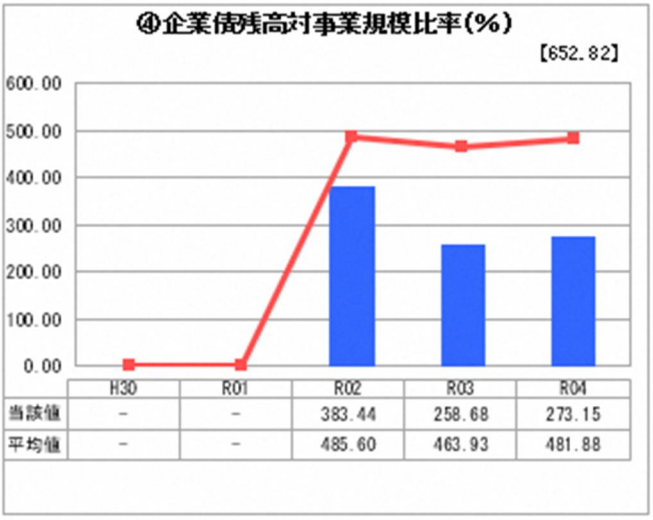

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	383.44	258.68	273.15
平均値	-	-	485.60	463.93	481.88

⑤経費回収率（%）

【算式】

経費回収率（%）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。

数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となる。

【指標数値】

浦　安　市：110.43%

類似団体平均：101.87%

全 国 平 均： 97.61%

【指標分析】

経費回収率は 100%以上であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況である。また、類似団体平均値も上回っており、適正な数値を維持している。

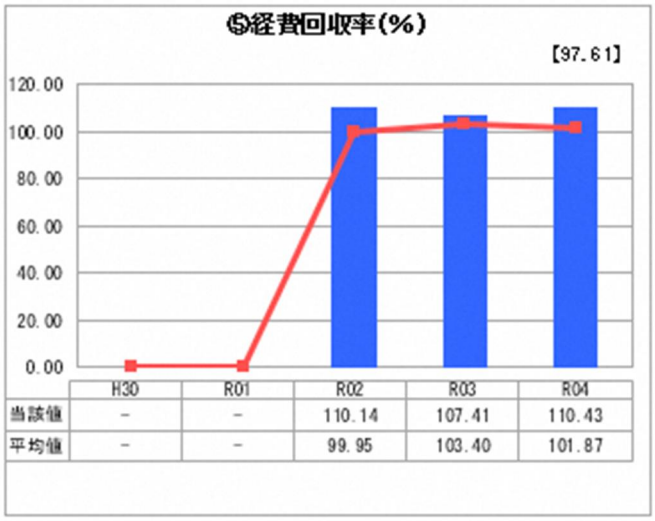

⑥汚水処理原価（円）

【算式】

汚水処理原価（円）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$

【指標の意味】

有収水量１㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

当該指標については、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。

また、分析及び統計を元に必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

【指標数値】

浦　安　市：105.24 円

類似団体平均：111.88 円

全 国 平 均：138.29 円

【指標分析】

汚水処理原価は、経費回収率及び類似団体平均値を下回っており、有収水量１㎥あたりにかかるコストは低いといえる。

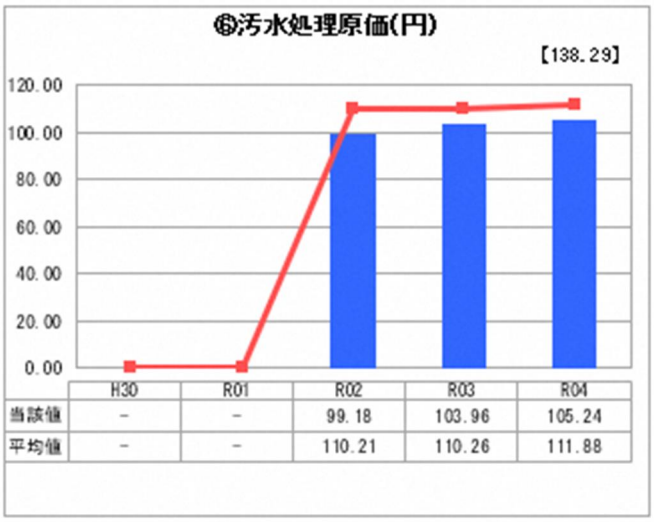

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	99.18	103.96	105.24
平均値	-	-	110.21	110.26	111.88

⑦水洗化率（%）

【算式】

水洗化率（%）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましく、一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要である。

【指標数値】

浦　安　市：98.04%

類似団体平均：97.53%

全 国 平 均：95.82%

【指標分析】

水洗化率は、98%を超えている。また、類似団体と比較して高水準となっており、水洗化が進んでいることを意味する。

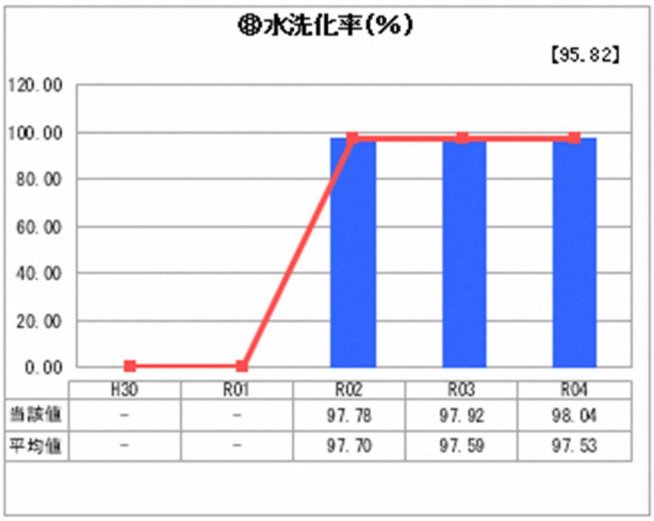

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	97.78	97.92	98.04
平均値	-	-	97.70	97.59	97.53

（イ）老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率（%）

【算式】

有形固定資産減価償却率（%）	$\dfrac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

【指標の意味】

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

【指標数値】

浦　安　市： 9.04%

類似団体平均：26.87%

全 国 平 均：39.74%

【指標分析】

有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較して低い水準となっているが、これは令和２年度から公営企業会計を導入したことに伴い、減価償却計算を開始している事が影響していると考えられる。

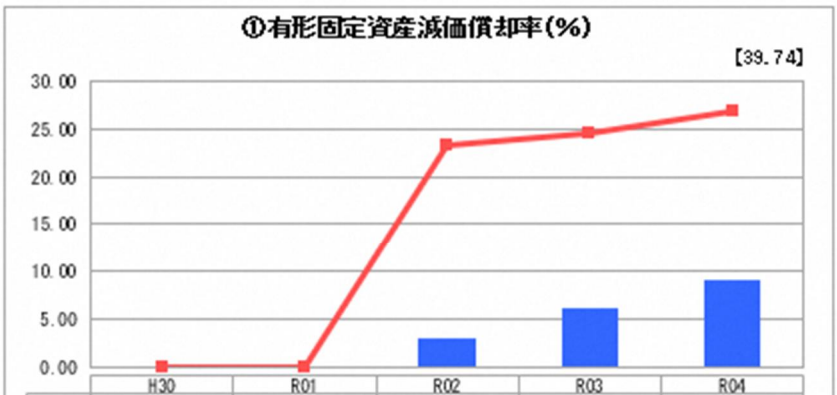

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	3.02	6.05	9.04
平均値	-	-	23.38	24.59	26.87

②管渠老朽化率（%）

【算式】

管渠老朽化率（%）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

【指標数値】

浦　安　市：1.15%

類似団体平均：12.40%

全 国 平 均：7.62%

【指標分析】

管渠老朽化率は、類似団体と比較して低い水準となっているが、昭和 50 年度に建設事業を開始したため、耐用年数を経過している管渠は現時点では少ないものの、今後老朽化が進んでいくことから、老朽化率が上昇していくことが見込まれる。

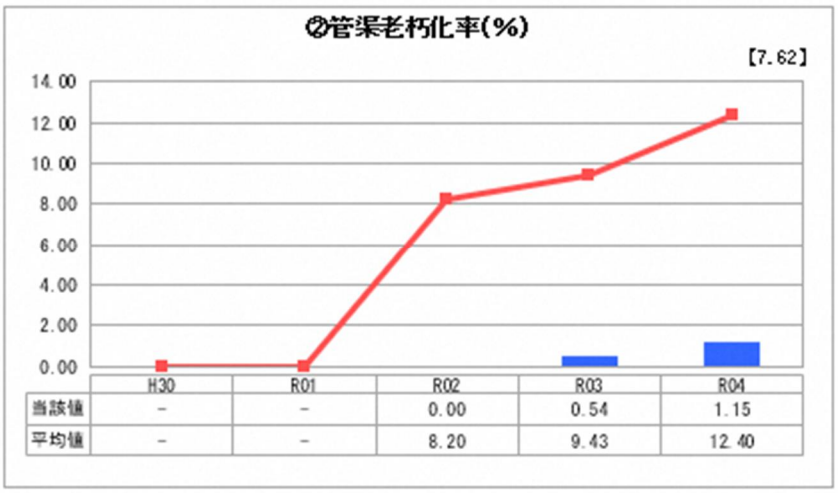

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.54	1.15
平均値	-	-	8.20	9.43	12.40

③管渠改善率（%）

【算式】

管渠改善率（%）	改善（更新・改良・維持）管渠延長 / 下水道布設延長 ×100

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が１%の場合、すべての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できる。

経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

【指標数値】

浦　安　市：0.05%

類似団体平均：0.16%

全 国 平 均：0.23%

【指標分析】

管渠改善率は、類似団体と比較して低い水準となっているが、今後管渠の老朽化が進んでいくことから、更新すべき管渠の把握や更新工事額、財源等の確保など適切な管理をしていく必要がある。

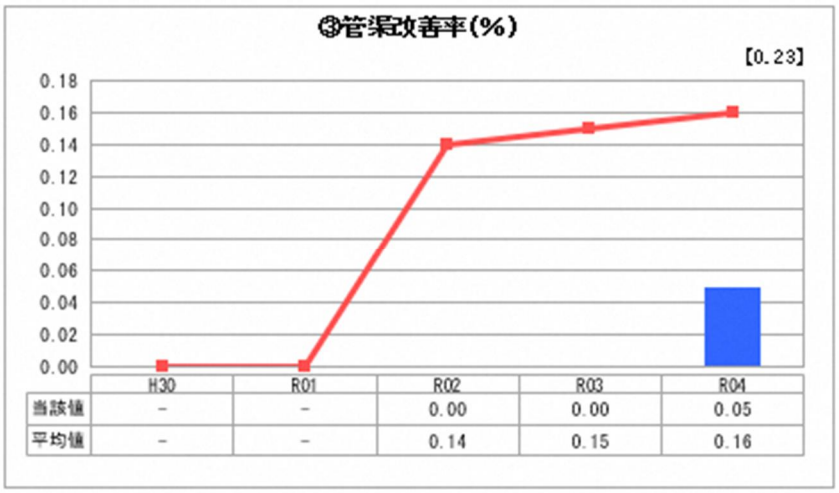

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.00	0.05
平均値	-	-	0.14	0.15	0.16

（２） 近隣自治体との比較

令和４年度「経営比較分析表」（総務省）を基に近隣自治体との分析値の比較を行う。

比較を行う近隣自治体は、本市と同じくする千葉県江戸川左岸流域下水道管内の８団体と他県の本市と実態が近い２団体とした。**（表２－６）（表２－７）**

表 ２－６ 近隣市との比較（１）

団体名	類型区分	処理区域内人口（人）	一般家庭用使用料（円/月）（1カ月20㎥あたり）	有収率（%）
浦安市	Aa	170,137	1,848	82.8
船橋市	Aa	588,625	2,211	81.4
市川市	Aa	381,900	2,563	83.9
松戸市	Aa	439,612	2,468	79.4
習志野市	Aa	167,297	2,192	76.4
流山市	Aa	195,221	2,200	79.8
鎌ケ谷市	Ba	77,540	2,698	75.7
柏市	Ab	392,523	2,357	77.0
野田市	Ac1	109,481	2,310	80.5
神奈川県座間市	Aa	128,563	2,634	94.0
埼玉県新座市	Aa	158,855	1,639	100.0

表 ２－７ 近隣市との比較（２）

団体名	水洗化率（%）	使用料単価（円/㎥）	汚水処理原価（円/㎥）	経費回収率（%）
浦安市	98.0	116.21	105.24	110.4
船橋市	94.6	139.40	150.00	92.9
市川市	92.2	139.88	145.52	96.1
松戸市	96.8	149.73	150.00	99.8
習志野市	98.0	156.03	135.45	115.2
流山市	93.5	123.83	133.51	92.8
鎌ケ谷市	91.3	155.84	155.84	100.0
柏市	91.2	144.83	141.34	102.5
野田市	93.5	141.28	150.00	94.2
神奈川県座間市	97.9	137.82	127.29	108.3
埼玉県新座市	98.6	89.38	88.58	100.9

第３章　投資・財政計画（収支計画）

１．試算条件

令和７年度以降の各収支額は、令和２～５年度決算額を基本として算出した。また、今後の排水需要により影響を受ける費目（下水道使用料、光熱水費、流域下水道維持管理負担金）は排水水量の推計を基に算出している。人件費や物件費等については、物価上昇は見込まず、令和２～５年度の平均値で推移するものとし、改築・修繕費についてはストックマネジメント全体計画で示されているもの、耐震補強費については総合地震対策計画で示されているもの及び公共下水道整備計画で示されているものを使用する。

投資以外の費用については、令和２～５年度決算の平均値で設定した。

なお、令和６年度については、予算額を用いて算出している。

２．収益的収支

本市の下水道事業に係る収益的収支を、次のとおり見込む**（図３－１）**。令和 7 年度からの 10 年間の収益については、下水道使用料約 26～27 億円のほか、他会計負担金約 1.6～1.7 億円、長期前受金戻入約 10 億円で試算した。費用については、職員給与費 60,357 千円、委託料等経費約 21～23 億円、減価償却費約 16～17 億円、支払利息約 0.9～1.0 億円で試算した。（詳細 P38 投資財政計画参照）

令和 7 年度以降、流域下水道維持管理負担金の増額改定が実施されることから、収益的収支がマイナスになると見込んでいる。

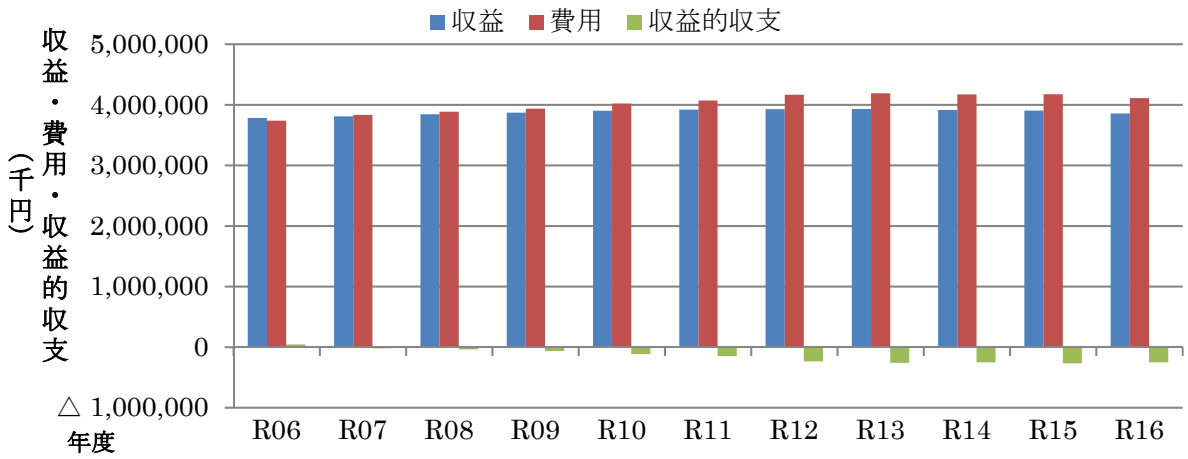

図　３－１　収益的収支の推移

下水道使用料の推移を**図３－２**に示す。今後の人口動向等を考慮した下水道使用料は約 26～27 億円である。

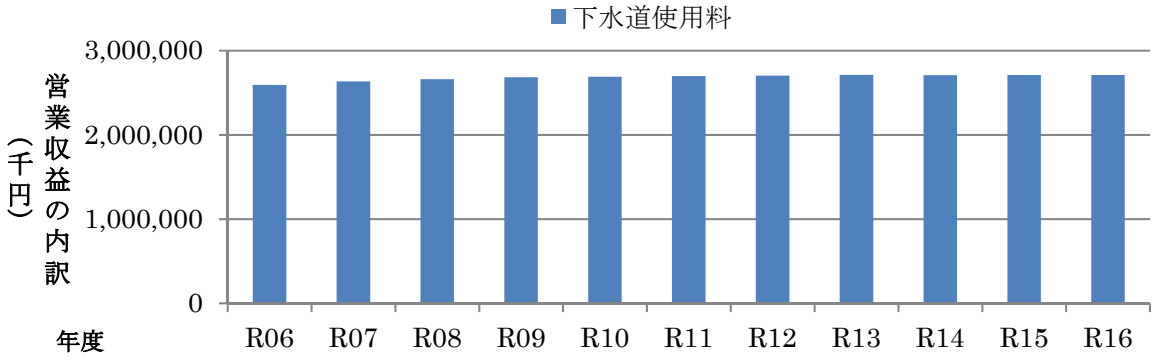

図　３－２　下水道使用料の推移

減価償却費の推移を**図３－３**に示す。単年度減価償却費は約 16～17 億円である。現段階の試算では、改築更新における資産除却は考慮していない。

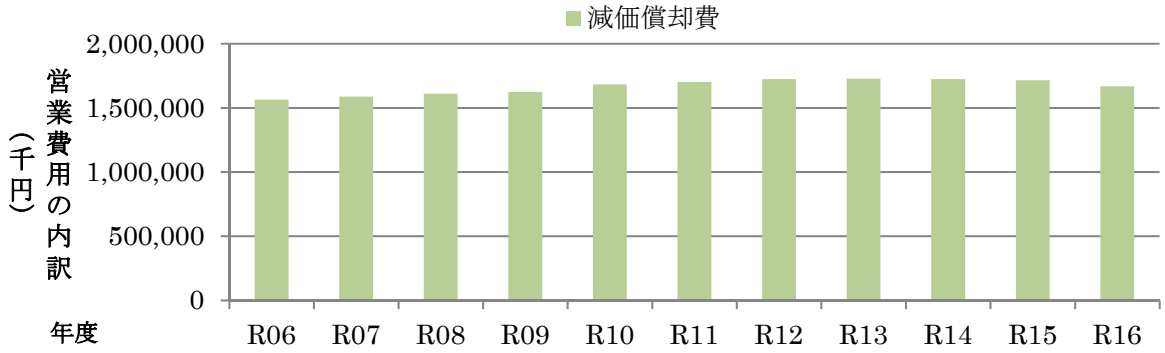

図　３－３　減価償却費の推移

長期前受金戻入の推移は、**図３－４**に示すとおりであり、長期前受金戻入は約 10 億円である。上記より、減価償却費に関する実質費用（減価償却費－長期前受金戻入）は、約６～７億円である。

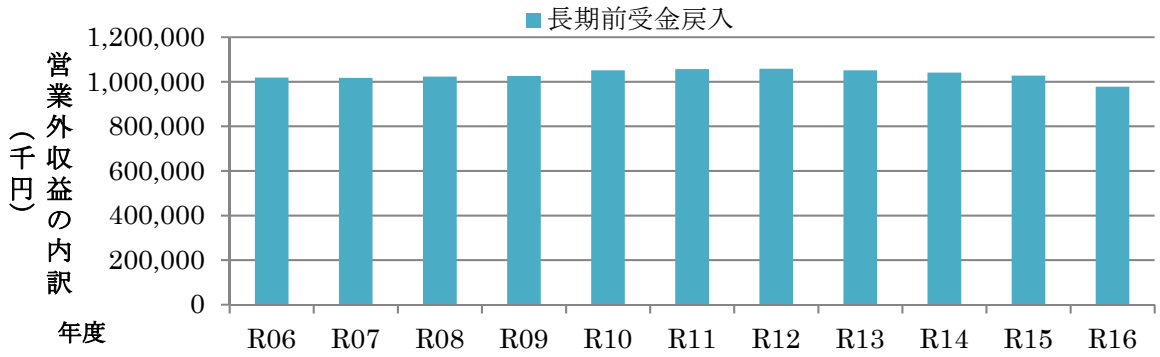

図　３－４　長期前受金戻入の推移

３．資本的収支

（１） 資本的収支

本市の下水道事業に係る資本的収支を、次のとおり見込む**（図３－５）**。令和７年度からの 10 年間の支出は、建設改良費６～31 億円、地方債元金償還４～６億円で試算した。収入は、国庫補助金 0.8 億円～12 億円、企業債 4.4～15 億円で試算した（詳細 P39 投資財政計画参照）。特に、令和９年度の支出については、舞浜ポンプ場の整備計画が大きな要因となっている。

支出が収入を大幅に上回っており、資本的収支がマイナスとなっているが、補填財源により不足額を補填する。補填財源は、資本的収支消費税調整額（※）と損益勘定留保資金（※）とした。

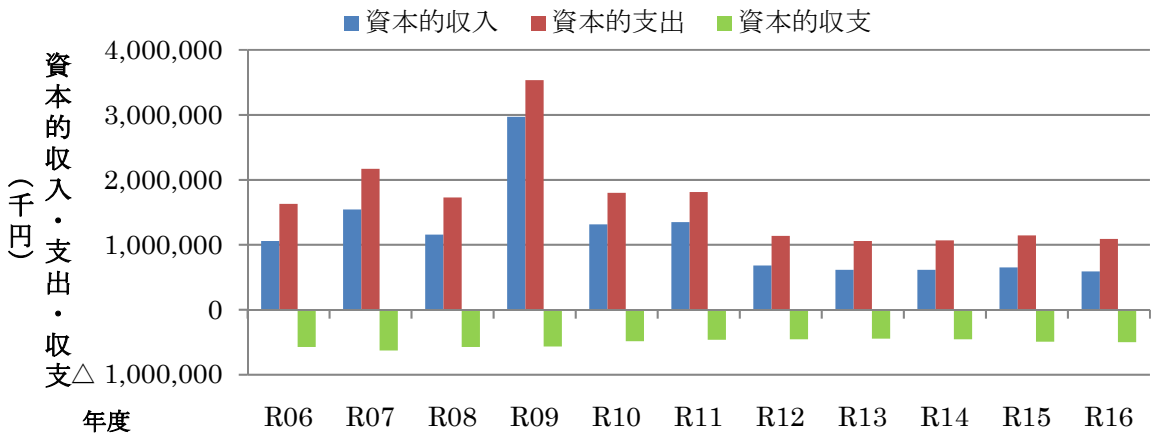

図 ３－５ 資本的収支の推移

各種事業計画に基づき、投資及び財源計画を次に示す**（表３－１）**。令和５年度末時点で予定されている投資計画としては、次に示すとおりであるが、今後変更される可能性もあるため、随時見直しが必要となる。投資に対する財源は、国費（国庫補助金）と企業債とし、約 50%ずつ充当して試算した。特に令和９年度の事業費については、舞浜ポンプ場の整備計画に伴う事業費が増えている。

表 ３－１ 投資及び財源計画　　（単位：千円）

年度	建設改良費（事務費を除く）								財源内訳		
	事業費	左記事業費内訳					建設負担金	計	国費	起債	計
		総合地震対策	下水道整備	ストックマネジメント	舞浜ポンプ場	高洲ポンプ場					
R6	490,834	253,947	19,650	80,438	112,797	24,002	402,216	893,050	139,690	753,360	893,050
R7	1,039,325	622,688	19,948	50,475	315,546	30,668	400,000	1,439,325	519,663	919,663	1,439,325
R8	679,320	451,038	47,982	57,300	103,000	20,000	400,000	1,079,320	339,660	739,660	1,079,320
R9	2,360,120	347,000	14,920	193,800	1,784,400	20,000	400,000	2,760,120	1,180,060	1,580,060	2,760,120
R10	827,487	360,387	0	92,700	274,400	100,000	400,000	1,227,487	413,744	813,744	1,227,487
R11	858,137	101,037	0	82,700	524,400	150,000	400,000	1,258,137	429,069	829,069	1,258,137
R12	239,037	101,037	0	98,000	40,000	0	400,000	639,037	119,519	519,519	639,037
R13	177,737	101,037	0	76,700	0	0	400,000	577,737	88,869	488,869	577,737
R14	177,737	101,037	0	76,700	0	0	400,000	577,737	88,869	488,869	577,737
R15	212,424	114,424	0	98,000	0	0	400,000	612,424	106,212	506,212	612,424
R16	155,937	101,037	0	54,900	0	0	400,000	555,937	77,969	477,969	555,937
計	7,218,095	2,654,669	102,500	961,713	3,154,543	344,670	4,402,216	11,620,311	3,503,321	8,116,991	11,620,311

（２） 企業債

企業債に関しては、計画期間中で償還が進み、企業債残高は令和 10 年度から横ばいになる（**図３－６**）。これは新規の企業債借入が少ないことが原因のひとつである。ただし当面は年間の元金償還費が約４～６億円程度であることから、資本的収支等のバランスに十分留意する必要がある。

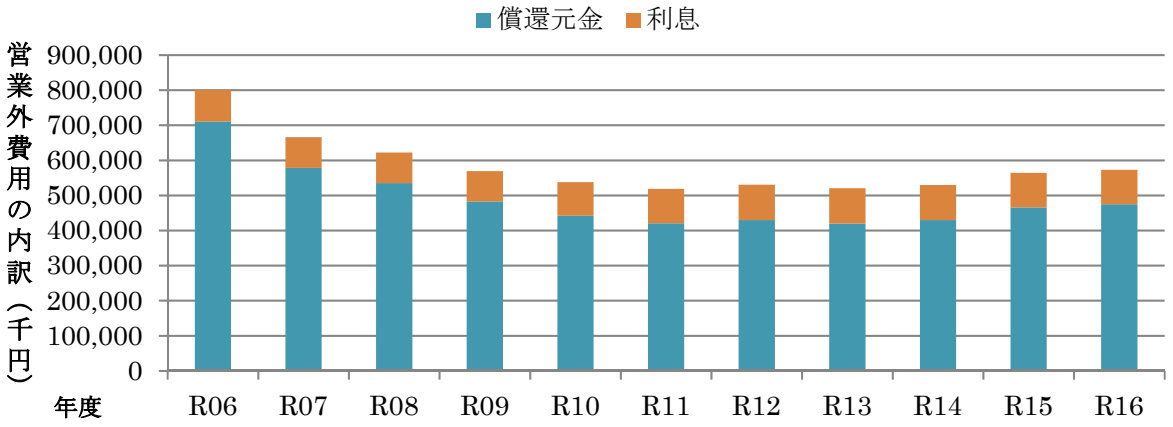

図 ３－６ 企業債償還の推移

（３） 補填財源繰越額と一般会計出資金

令和７年度以降、補填財源の繰越額は増加すると見込んでいる（**図３－７**）。また、一般会計出資金は、建設改良費のうち、企業債及び国庫補助金で充当されない部分について計上している。

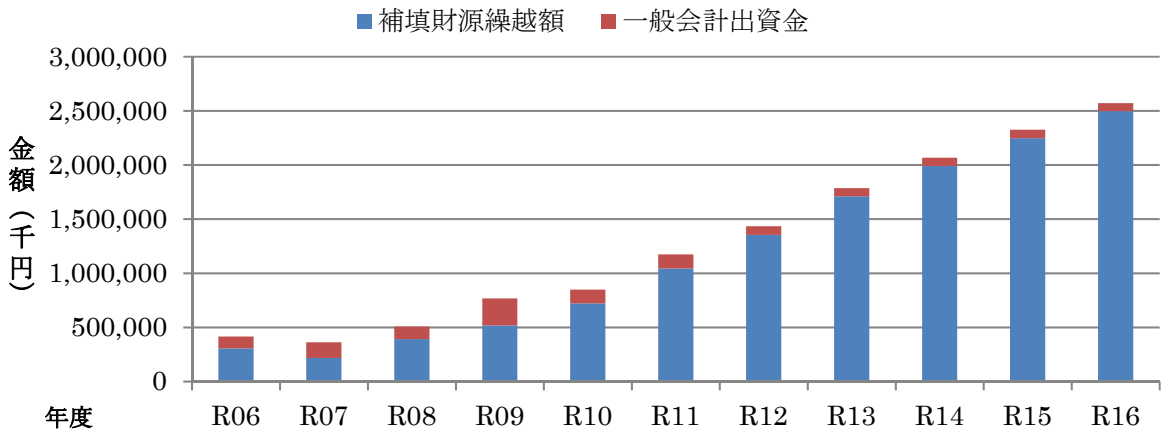

図 ３－７ 補填財源繰越額及び一般会計出資金の推移

4．投資・財政計画

投資・財政計画を次に示す。

表 ４－２　投資・財政計画（１）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収入 1．営業収益 (A)	2,450,872	2,574,203	2,591,838	2,633,859	2,660,324	2,683,182	2,689,105	2,696,822	2,702,011	2,711,150	2,707,869	2,709,451	2,710,521
(1) 料金収入	2,450,872	2,574,203	2,591,838	2,633,859	2,660,324	2,683,182	2,689,105	2,696,822	2,702,011	2,711,150	2,707,869	2,709,451	2,710,521
(2) 受託工事収益 (B)													
(3) その他													
2．営業外収益	1,209,441	1,185,136	1,189,554	1,174,599	1,183,376	1,186,652	1,212,728	1,222,785	1,225,243	1,217,928	1,207,422	1,193,807	1,144,758
(1) 補助金	180,000	159,000	170,833	156,427	159,006	159,270	160,627	165,112	165,579	165,410	165,495	165,545	165,550
他会計負担金	180,000	159,000	170,833	156,427	159,006	159,270	160,627	165,112	165,579	165,410	165,495	165,545	165,550
その他補助金													
(2) 長期前受金戻入	1,028,264	1,024,211	1,018,661	1,016,850	1,023,048	1,026,060	1,050,779	1,056,351	1,058,342	1,051,196	1,040,605	1,026,940	977,886
(3) その他	1,177	1,925	60	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322
収入計 (C)	3,660,313	3,759,339	3,781,392	3,808,458	3,843,700	3,869,834	3,901,833	3,919,607	3,927,254	3,929,078	3,915,291	3,903,258	3,855,279
収益的支出 1．営業費用	3,395,078	3,474,927	3,647,163	3,745,483	3,797,272	3,848,156	3,922,585	3,971,585	4,063,899	4,089,297	4,070,483	4,074,365	4,012,613
(1) 職員給与費	55,000	55,086	60,176	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357
基本給	55,000	55,086	60,176	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357	60,357
退職給付費													
その他													
(2) 経費	1,770,233	1,848,718	2,022,680	2,097,535	2,127,110	2,163,181	2,179,295	2,209,605	2,280,200	2,300,662	2,285,888	2,299,269	2,284,540
動力費	15,826	13,077	16,160	12,715	12,859	12,996	13,031	13,079	13,112	13,170	13,149	13,159	13,166
修繕費	26,273	27,298	42,951	32,672	41,895	30,166	41,312	46,495	34,009	45,715	34,096	45,965	30,205
材料費	560	3,618	6,729	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516
その他	1,727,574	1,804,725	1,956,840	2,050,632	2,070,840	2,118,503	2,123,436	2,148,515	2,231,563	2,240,261	2,237,127	2,238,629	2,239,653
(3) 減価償却費	1,569,845	1,571,113	1,564,307	1,587,591	1,609,805	1,624,618	1,682,933	1,701,623	1,723,342	1,728,278	1,724,238	1,714,739	1,667,716
2．営業外費用	103,670	94,953	90,154	87,523	87,255	86,826	96,062	98,328	100,927	100,487	99,714	98,700	97,817
(1) 支払利息	103,592	94,446	90,153	87,412	87,144	86,715	95,951	98,217	100,816	100,376	99,603	98,589	97,706
(2) その他	78	507	1	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
支出計 (D)	3,498,748	3,569,880	3,737,317	3,833,006	3,884,527	3,934,982	4,018,647	4,069,913	4,164,826	4,189,784	4,170,197	4,173,065	4,110,430
経常損益 (C)-(D) (E)	161,565	189,459	44,075	△ 24,548	△ 40,827	△ 65,148	△ 116,814	△ 150,306	△ 237,572	△ 260,706	△ 254,906	△ 269,807	△ 255,151
特別利益 (F)	235,923	1,296	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
特別損失 (G)	213	18,135	1,475	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
特別損益 (F)-(G) (H)	235,710	△ 16,839	535	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H) (I)	397,275	172,620	44,610	△ 22,738	△ 39,017	△ 63,338	△ 115,004	△ 148,496	△ 235,762	△ 258,896	△ 253,096	△ 267,997	△ 253,341
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	450,088	622,708	667,318	644,581	605,564	542,226	427,222	278,726	42,963	△ 215,933	△ 469,029	△ 737,026	△ 990,367
流動資産 (J)													
うち未収金													
流動負債 (K)													
うち建設改良費分													
うち一時借入金													
うち未払金													
累積欠損金比率（(I)/((A)-(B))×100）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,450,872	2,574,203	2,591,838	2,633,859	2,660,324	2,683,182	2,689,105	2,696,822	2,702,011	2,711,150	2,707,869	2,709,451	2,710,521
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

表 ４－３　投資・財政計画（２）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	692,800	693,100	808,500	879,300	699,500	1,539,900	773,600	789,000	479,500	448,800	448,800	466,200	437,900
		うち資本費平準化債			140,000										
		2. 他会計出資金	107,000	60,000	109,759	144,000	116,000	249,000	127,000	130,000	81,000	76,000	76,000	79,000	74,000
		3. 他会計補助金													
		4. 他会計負担金													
		5. 他会計借入金													
		6. 国（都道府県）補助金	47,350	54,370	139,690	519,663	339,660	1,180,060	413,744	429,069	119,519	88,869	88,869	106,212	77,969
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工事負担金	76	99	51										
		9. その他													
		計 (A)	847,226	807,569	1,058,000	1,542,963	1,155,160	2,968,960	1,314,344	1,348,069	680,019	613,669	613,669	651,412	589,869
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ (B)													
		純計 (A)-(B) (C)	847,226	807,569	1,058,000	1,542,963	1,155,160	2,968,960	1,314,344	1,348,069	680,019	613,669	613,669	651,412	589,869
	資本的支出	1. 建設改良費	417,326	486,282	920,279	1,591,305	1,193,287	3,051,565	1,357,099	1,390,986	706,514	638,741	638,741	677,091	614,639
		うち職員給与費	17,503	18,049	25,054	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068	19,068
		2. 企業債償還金	978,882	947,969	710,221	578,534	535,229	482,734	442,017	420,477	429,459	419,840	429,851	465,822	475,036
		3. 他会計長期借入返還金													
		4. 他会計への支出金													
		5. その他													
		計 (D)	1,396,208	1,434,251	1,630,500	2,169,839	1,728,516	3,534,299	1,799,116	1,811,463	1,135,973	1,058,581	1,068,592	1,142,913	1,089,675
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			548,982	626,682	572,500	626,876	573,356	565,339	484,772	463,394	455,954	444,912	454,923	491,501	499,806
補填財源		1. 損益勘定留保資金	703,665	817,066	804,947	853,696	903,198	961,135	1,128,681	1,216,778	1,294,869	1,313,347	1,349,672	1,365,251	1,364,077
		2. 利益剰余金処分額													
		3. 繰越工事資金													
		4. その他	35,701	42,063	73,246	128,638	96,072	248,113	109,475	112,248	56,246	50,700	50,700	53,838	48,729
		計 (F)	739,366	859,129	878,193	982,334	999,270	1,209,248	1,238,156	1,329,026	1,351,115	1,364,047	1,400,372	1,419,089	1,412,806
補塡財源不足額 (E)-(F)			△ 190,384	△ 232,447	△ 305,693	△ 355,458	△ 425,914	△ 643,909	△ 753,384	△ 865,632	△ 895,161	△ 919,135	△ 945,449	△ 927,588	△ 913,000
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)			7,970,605	7,715,736	7,814,015	8,114,781	8,279,052	9,336,218	9,667,801	10,036,324	10,086,365	10,115,325	10,134,274	10,134,652	10,097,516

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		180,000	159,000	170,833	156,427	159,006	159,270	160,627	165,112	165,579	165,410	165,495	165,545	165,550
	うち基準内繰入金	180,000	159,000	170,833	156,427	159,006	159,270	160,627	165,112	165,579	165,410	165,495	165,545	165,550
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		107,000	60,000	109,759	144,000	116,000	249,000	127,000	130,000	81,000	76,000	76,000	79,000	74,000
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金	107,000	60,000	109,759	144,000	116,000	249,000	127,000	130,000	81,000	76,000	76,000	79,000	74,000
合計		287,000	219,000	280,592	300,427	275,006	408,270	287,627	295,112	246,579	241,410	241,495	244,545	239,550

※１　令和６年度は予算額のため、職員給与費などの一部の費目は決算見込額よりやや多めとなっている。

※２　令和９年度建設改良費は舞浜ポンプ場建替による工事費計上などのため多額の支出を見込んでいる。

第４章　経営の基本方針と経営健全化への取り組み

１．経営方針

下水道は、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全といった公益的な役割を果たしていると共に、人口普及率が 99.8%に達している浦安市においては、市民生活に欠くことのできないライフラインであることから、将来にわたり事業を安定的に継続する必要がある重要な都市基盤施設である。

今後、下水道施設の老朽化や人口減少に伴う有収水量の減少が予測される中、これに伴う更新費用の増加や下水道使用料の減少、更に昨今の物価上昇に伴う流域下水道維持管理負担金等の汚水処理費の増加が見込まれているところである。

そのような厳しい経営環境が見込まれる中で、経営課題に対して必要かつ効果的な事業運営を行うため、経営の健全化に取り組む。

２．経営健全化への取り組み

下水道事業の経営課題を解決するために、目標を掲げて、以下の取り組みにより将来にわたり安定的・継続的な事業運営に努める。

目標１　安定した経営基盤の強化

≪取り組み≫

◇財務分析の課題であげた各指標（経費回収率等）について改善を図るため、支出事業の効率化を図ると共に、適切な使用料体系への見直しを行う。

◇今後の事業運営の中で遊休資産が発生する際には、遊休資産の売却や貸付等について検討する。

◇投資、維持管理の合理化、効率化を推進し、支出の削減策として、千葉県と連携し流域下水道による汚水の共同処理や上下水道料金徴収一元化等を継続して行う。

◇現在実施している民間活用を継続すると共に、下水道事業経営のさらなる効率化のため、新たな民間活用についても検討する。

◇下水道事業会計の透明性を図り、的確な経営を可能にするため、財務諸表の分析や公表を行う。

目標２　安全で安心なまちづくり

≪取り組み≫

◇地震時においても、下水道が最低限有すべき機能を確保し、主要な管きょやマンホールの耐震化を図るため、総合地震対策事業を進める。

［総合地震対策事業スケジュール］

総合地震対策事業対象管きょ約 59km のうち、短期計画対象路線約９km を令和７年度までに２km、令和 10 年度までに約７km の耐震化が完了する予定である。

◇下水道施設の延命化とライフサイクルコストの平準化を図り、下水道施設を一体的に捉え、改築及び修繕を計画・効率的に実施するため、ストックマネジメント推進事業を進める。

［ストックマネジメント推進事業スケジュール］

ストックマネジメント推進事業一巡目対象管きょ約 145km は、令和 5 年度までにすべての路線の調査を完了し、二巡目対象管きょ約 182km は令和 14 年度までにすべての路線の調査を完了する予定である。

◇老朽化及び耐震性能が不足している舞浜ポンプ場について、建て替えを進める。

［舞浜ポンプ場整備事業スケジュール］

舞浜ポンプ場整備事業については、令和７年度に基本設計、令和８年度に詳細設計を実施し、令和９年度に着工、令和 12 年度に工事を完了する予定である。

◇建設改良費の負担軽減策として、国・県からの補助金や企業債の発行等を引き続き活用する。

目標３　快適で良好な生活環境の提供

≪取り組み≫

◇公共下水道未整備地域における公共下水道整備事業や私道整備事業を推進する。

◇公共下水道未接続世帯に対して、環境衛生の向上や公共水域の水質保全等のご理解を得て、公共下水道接続世帯の向上に努める。

第５章　経営戦略の事後検証・改定等に関する事項

１．経営戦略の事後検証

本経営戦略は、ＰＤＣＡサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年度行うとともに、５年を経過した時点で見直しを行うものとする（**図５－１**）。

なお、県の流域下水道維持管理負担金単価の改定や社会情勢の変化等により計画と実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について検討を随時行う。

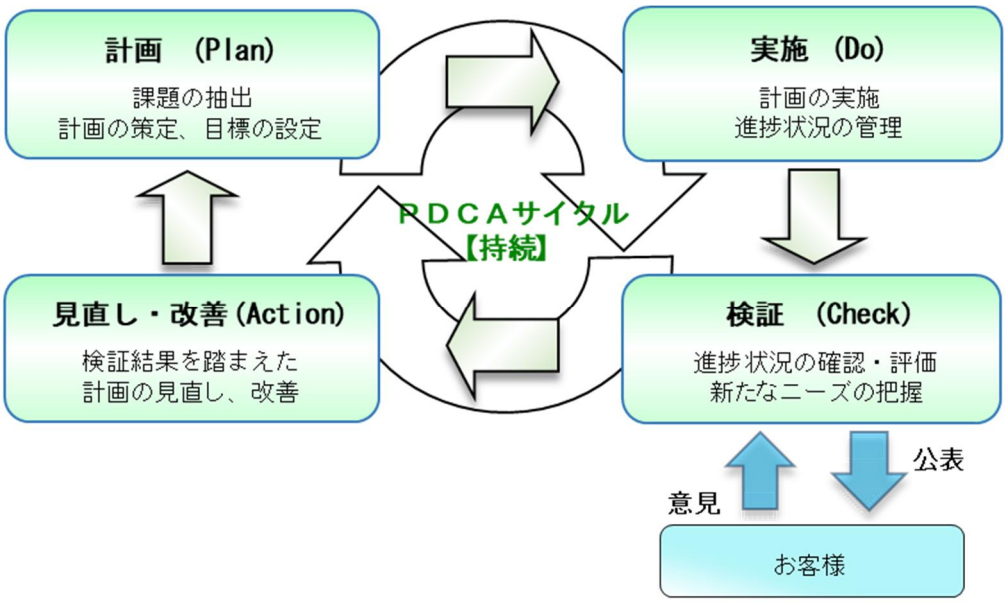

図　５－１　ＰＤＣＡサイクルの活用

≪令和６年度事後検証作業の総括≫

社会情勢等の変化による人口や排水量の見通し、流域下水道維持管理負担金をはじめとする汚水処理費の見通しや施設の整備・維持管理の状況を踏まえ、既経営戦略（令和３年３月策定版）の見直しを行ったところ、現状の経営状況については、各種経営指標の分析から健全であることが確認できた。

しかしながら今後の見通しにおいては、汚水処理費が大幅に増加し、令和７年度以降の収益的収支がマイナスとなり、経費回収率が 100%に満たない見込みであることから、収支状況（経費回収率）を改善するための取組を示す「経費回収率の向上にむけたロードマップ」を策定し、経営戦略に追加した。

２．経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡令和２年７月 22 日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のように示します。本計画は前計画の見直しを行い、令和 16 年度までの 10 年間のロードマップとする。

また、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられる。そこで、経営環境に柔軟に対応し、かつ、掲げた取り組みを着実に遂行するため、年度ごとに本計画の精査検証を行うとともに、下水道使用料改定の必要性を検討する。

表 ５－１　経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	具体的な内容	ロードマップ									
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
経営戦略改定		経営戦略改定					経営戦略改定				
接続率の向上	接続率向上や広報啓発活動	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
経費回収率の向上	収入：使用料の改定	改定検討	改定検討	使用料改定	効果検証	効果検証	改定検討	改定検討	使用料改定	効果検証	効果検証
	支出：流域下水道接続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	支出：料金徴収一元化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

表 ５－２　下水道使用料の改定（想定）

年度	内容
令和７年度	経営戦略改定・下水道使用料改定の必要性に関する検証
令和８年度	下水道使用料改定の検討
令和９年度	下水道使用料の改定
令和10年度	下水道使用料の効果検証（モニタリング）
令和11年度	下水道使用料改定の必要性に関する検証
令和12年度	経営戦略の改定
令和13年度	下水道使用料改定の検討
令和14年度	下水道使用料の改定
令和15年度	下水道使用料の効果検証（モニタリング）
令和16年度	下水道使用料改定の必要性に関する検証

※経営戦略の検証サイクルや流域下水道維持管理負担金の見直しにあわせて、５年毎に使用料改定を検討した場合を想定したもの。

第６章　用語集

Ｐ１『ストックマネジメント推進事業』

既存の構築物を有効活用し、持続可能な下水道事業を推進するため、施設の状況を的確に評価し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

Ｐ１『総合地震対策事業』

災害時に重要な役割を果たす緊急輸送路及び防災拠点・病院・避難所に接続する主要な下水道施設について、社会資本整備総合交付金を活用しながら耐震化を図るもの。

Ｐ１『地方公営企業法を適用』

平成 27 年度に総務省より全国の公営企業に対して通知があり、そのうち下水道事業においては令和２年度までに地方公営企業法の組織・財務・職員身分の既定の全部または財務のみの適用を行うように要請があったもの。本市においては、令和２年度より財務適用を開始している。

Ｐ３『千葉県江戸川左岸流域下水道』

千葉県内の江戸川左岸に位置する流域関連８市（市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・鎌ケ谷市・浦安市）で、千葉県の管理する下水道施設を利用し、汚水の共同処理や建設費用などを負担しているもの。

Ｐ３『処理区域面積』

下水道施設が整備済となっている地域の面積のこと。

Ｐ３『面積普及率』

下水道施設の整備済となっている面積の割合を示したもの。

Ｐ３『人口普及率』

下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値で、すなわち人口に占める下水道管が整備された地域に住む人の割合を示したもの。

Ｐ３『水洗化率』

下水道を利用できる地域内で、実際に下水道に接続している人口の割合を示したもの。

Ｐ４『供用開始』

下水道法第９条に定められた行為で、下水道施設が整備され下水処理の開始にあたり、下水道管理者が公示を行い、その区域の土地所有者、使用者に遅滞なく下水道施設に排水設備を設置する義務が生じること。

Ｐ６『汚水中継ポンプ場』

家庭や事業者から排出された汚水を下水道管の勾配を利用して処理場まで運ぶ必要があるが、河川などどうしても勾配がとれない場所などに送水ポンプを設置して汚水を送水している施設。

Ｐ６『汚水マンホールポンプ』

家庭や事業者から排出された汚水を下水道管の勾配を利用して処理場まで運ぶ必要があるが、下水道管の勾配がとれない場所のマンホール内に送水ポンプを設置している施設。

Ｐ７『流域下水道維持管理負担金』

下水道法第 31 条の２の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるもの。

Ｐ７『有収水量』

汚水処理された総水量のうち、不明水を除いた下水道使用料の対象となった水量のこと。

Ｐ７『有収率』

汚水処理された総水量のうち、不明水を除いた下水道使用料の対象となった水量の割合のこと。

Ｐ７『不明水』

本来、汚水のみを処理する処理場に流入する雨水や地下水などのこと。

Ｐ９『汚水処理費（資本費+維持費）』

汚水の処理をするために必要な経費を、施設の減価償却費、地方債利息及び維持管理費の合計で表したもの。

Ｐ９『汚水処理費（維持費）』

汚水の処理をするため、日常の下水道施設の維持管理に要する経費であり、具体的には、人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費などによって構成される。

Ｐ10『流域下水道建設管理負担金』

下水道法第 31 条の２の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、その処理施設の建設に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるもの。

Ｐ10『収益収支比率』

料金収入や一般会計からの繰入金などの総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。

Ｐ10『企業債残高対事業規模比率』

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

Ｐ11『収益的収支』

事業年度内に行われる、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用のこと。地方公営企業法施行規則別表５の予算書様式第３条に規定されていることから、「３条予算」と呼ばれている。

Ｐ13『資本的収支』

将来の経営活動に備えて行う下水道施設の建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。地方公営企業法施行規則別表５の予算書様式第４条に規定されていることから、「４条予算」と呼ばれている。

Ｐ36『資本的収支消費税調整額』

資本的収支予算の不足額に充てられる補てん財源。資本的支出にかかる消費税額から資本的収入にかかる消費税額を差し引いた額。消費税の納税計算は、収益的収支・資本的収支予算を合わせて、収益的収支予算で執行するため、資本的収支予算の支出にかかる消費税分が、収益的収支予算内に仮受消費税として留保される。

Ｐ36『損益勘定留保資金』

収益的収支予算における費用のうち、現金の支出を伴わない費用。主に、減価償却費や固定資産除却費を指す。

浦安市下水道事業経営戦略
【令和７年度改定版】
令和３年３月　策定
令和７年８月　改定
発行　　浦安市都市整備部下水道課
〒279-8501　千葉県浦安市猫実一丁目１番１号
TEL　047－712-6499　FAX　047－352-7996
Email　gesui@city.urayasu.lg.jp